

厚岸町議会 平成20年度各会計予算審査特別委員会会議録

平成20年3月18日

午前10時05分開会

- 委員長（音喜多委員） ただいまより平成20年度各会計予算審査特別委員会を開会いたします。

昨日に引き続き、議案第1号 平成20年度厚岸町一般会計予算を議題とし、審査を進めてまいります。

予算書の267ページ、9款教育費、1項教育総務費、3目教育振興費より進めてまいります。

昨日、10番さんの手が挙がっておりますので、10番から進めてまいりたいと思います。10番。

- 谷口委員 おはようございます。

ここでちょっとお尋ねしたいんですが、文科省が退職教員等外部人材活用事業として7,000人の非常勤講師を配置するということを決めておりますけれども、これは道教委はどういうふうになったのでしょうか。

- 委員長（音喜多委員） 休憩します。

午前10時07分休憩

午前10時11分再開

- 委員長（音喜多委員） 再開します。

教育委員会管理課長。

- 教委管理課長（米内山課長） お時間をとらせまして、まことに申しわけございません。

この数年の退職教員等外部人材活用事業でございますけれども、本年2月の27日に文書がきております。この趣旨は、さきの小・中学校の学力学習状況調査、これを踏まえて学校改善支援プラン等を検討する中で、各市町村に非常勤講師を派遣をするという事業であります。

- 委員長（音喜多委員） 10番。

- 谷口委員 文科省はこの方針を出して、町にきたのが2月27日ということですか、この講師について制度があって、それが2月27日。それで、厚岸町としては、このことについては何も、それではこの文書きたけれども、今まで、すぐ答弁に立つことができなかった

ったというのは、どこかにしまってあったということ。全然関心のない文書だなということだったんですか。

●委員長（音喜多委員） 教育委員会管理課長。

●教委管理課長（米内山課長） 確かに、すぐ答えられなかったことに対しては、おわび申し上げますけれども、ただ内容につきましては現在私どもが受けております加配、少人数教育の加配ですとか、それからティームティーチングの加配、これらの部分がもう既に私ども行っておりますので、新たにこの部分を導入するということについては時間的余裕も実はなくて、学校には下ろしてございますけれども、そこまで具体的な検討には至らなかったということでございます。

●委員長（音喜多委員） 10番。

●谷口委員 それで、今回の教育行政方針に確かな学力の問題で、そういうことがずっと述べられていますよね。それで、その後で今後どういうことをしていくのか、教員の資質向上等にずっと流れていくわけですが、そういう方針が出たときに、やはりそれを具体的にきちんととらえて、あるいは財政的な援助等はどうなるのか、そういうことを含めたものをきちんとつかまえていかなければならないのではないのかなと。そして、厚岸町の教育にこれがどう生かすことができるのか、教育全般に方針としてこれが生かされるような対応をしていくべきではないのかなというふうに思うんですが、これについては今まではそれが対応的になかったということと、町がこれまでにとっている加配等の配置等、そういうものも含めて考えたときには、この制度を活用しなくてもいいということなのか。今後、これを活用しながら、今の問題もあわせて解決をしていくということになっていくのか、その点についてはどういうふうに考えているのかということをもう一度伺いをいたします。

●委員長（音喜多委員） 指導室長。

●教委指導室長（酒井室長） お答えいたします。

この制度があるということは承知はしておりましたけれども、具体的にどのような形の文書が流れてきて、要綱がどうなるのかというところが見えない状況がございました。

2月の27日に届きました。これは学校のほうにも流しておりますが、もう2月の27日の段階ですと、実は各学校では今年度のもう年度の反省が終わっているぐらいの時期でございまして、そのような状況の中で4月以降のこの制度の活用はということになりますと、それからまたこの制度の中身を学校が検討して、そして年度反省を終わったものをもう一度振り返ってですね、さあこれを生かすとしたらどうなるのかという具体的な研修、検討ということになりますと、ちょっと時期が間に合わなかったのかなというふうに考えております。一応、学校のほうからの希望と申しますか、そういった要請も実は上がってきていないというのが現状でございます。

ただ、行政執行方針の中で確かな学力の育成については重点項目でございますし、それから全国学力学習状況調査を受けた学校改善プランにつきましても、今年度中に各学校から上がってくる状況の中で、あらゆる方法、とれる方法、可能性といいますか、あらゆる可能性を探る中で、子供たちの学力向上を目指していくというのは、当然の責務だというふうに考えてございます。

したがいまして、この制度につきましては、4月実施というのは間に合わないかもしれませんが、次年度以降十分、各学校がどのような形でこれを活用していけるのかということを検討する中で、次年度以降の課題というふうにとらえさせていただきたいというふうに思っております。

●委員長（音喜多委員） 10番。

●谷口委員 わかりました。

それで、この制度を全く活用しないということにはなっていないと思うんですよ。それで、今後これを活用していくということになると思うんですけども、今学力向上も非常に問題ですよ、問題なんです。北海道は特に低かったとか、全国のレベルと比較すると。

そういう中で、きのう携帯電話の問題なんかもここで取り上げられておりましたけれども、人間をどう高めていくかということも非常に大事なことだと思うんです。それで、この問題では学力向上にばかり偏重してもまずいし、子供たちがどのように見通しを持って、創造性あふれた心豊かな子供に育て上げていくのかということも非常に大事なことだと思うんですよ。

そうすると、こういう経験豊かな人、あるいは外部の人たちが、人材をどう活用していくのかというのは、こういう制度をきちんと活用することによって、今までの中では補えなかった部分を補うこともできるのではないのかなというふうに思うんですけども、その辺ではどういうふうに考えているのかなということと。

あと、もう一つ、この事業にかかわって、どのくらいの補助というか、これがあるのか。厚岸町の負担はあるのか、これは道教委が進めていくものなのか、その辺ではどうなっていくのか、もう少し詳しく教えてください。

●委員長（音喜多委員） 指導室長。

●教委指導室長（酒井室長） 学力のみならず、豊かな人間性をはぐくむのが学校教育の責務、使命でございます。子供たちの知育・徳育・体育、いわゆる知・徳・体のバランスのとれた健全な育成を図るということにかかわっては、現在、学校では外部人材の活用ということで道德の授業であったり、創造的な学習の時間であったり、あるいは学校行事等の中で相当数、外部の人材を活用させていただいて、子供たちの知識の部分とはもとより、豊かな情操にかかわる部分であったり、そういったところの活用を図っているところでございます。

このような新しい制度ができたわけでございますが、先ほどの繰り返しになりますけ

れども、この新しい制度がそれぞれの学校の教育活動の中にどう当てはめて、効果的に活用していけるのかという学校の主体的な考え方というところを大事にしていく必要があるのかなというふうに思っております。全く最初から、これは今までの制度と何ら変わらないから活用をしないということが前提ではなくて、子供たちのためにいかに活用できるかということを前提に、今後、各学校のほうで検討をしていただくというような方向性で考えてございます。前段部分、以上でございます。

●委員長（音喜多委員） 管理課長。

●教委管理課長（米内山課長） この制度の負担等でございますけれども、先ほど言いましたように非常勤講師の配置ということで、県費負担職員の非常勤講師ということになりますので、費用につきましては道のほうから出ることの中で、年35週、週当たりの勤務時間が18時間以内というふうなことで配置されるということでございます。

●委員長（音喜多委員） 10番。

●谷口委員 もう一つお伺いしたいんですけれども、新しい制度で学校支援事業というのを創設したというふうに聞いているんですが、これについてはどうなっているのか。

それから、学校支援地域本部というのを各町村に設置するということなんですが、これはどういうことなんでしょうか、これは予算化されていますか。

●委員長（音喜多委員） 管理課長。

●教委管理課長（米内山課長） 学校支援地域本部事業ということでございますけれども、この事業の対象なんですけれども、原則として都道府県指定都市教育委員会というふうになってございますので、この本部事業についてはうちのほうの対象にはならないというふうに考えてございます。

●委員長（音喜多委員） 10番。

●谷口委員 この学校支援地域事業というのが事業の名前なんですよね、間違いありませんか。

それで、この趣旨は教員の子供と向き合う時間の拡充と地域ぐるみで学校応援を支援する体制の整備をするということになっていると思うんですよ。それで、これは新規の事業で50億4,000万余の予算が計上されているんですよ。その事業が大きいところだけの対象事業ではないというふうに思うんですよ。

ですから、この事業については各末端の町村まで対象がなっているというふうに思うんですけれども、いかがですか。間違いありませんか。

●委員長（音喜多委員） 管理課長。

●教委管理課長（米内山課長） 本部事業ということで、本部は先ほど言いましたように都道府県なり指定都市に置かれますけれども、実際のところ運営協議会ですとか、実行委員会の設置については、それぞれの市町村に置かれるということになります。この文書がきたのは、実は3月の10日ということでありまして、まだ実際のところ具体的なものについては申しわけないんですけれども、検討はまだしていないという状況であります。

●委員長（音喜多委員） 10番。

●谷口委員 申しわけないんですけれども、先の事業もこの事業も、政府はもう事前に設定していて、予算に載せている事業なわけでしょう。それで、通達がないから、そこまでわからないではね。だって、議会始まったのは5日なんですよ、厚岸の議会が。私たちは、この問題を取り上げようと、その前からこの事業があるということをつかんでいるわけですよ。

そうすると、市町村に関することは、やはり情報はきちんとつかまえておくということが大事ではないのかなというふうに思うんですよ。先ほどの話ではないけれども、もう年度末のこのごたごた忙しいときに、学校の反省も終わって、次の年ももう大体決めかかったところに、こういうのが入ってこられても困るというのでは、やはり困ると思うんですよ。

ですから、新しい制度ができたなら、それに対してどう対応するのかということをごんごんやっていかないと、できるところとできないところでは、すごく今度はまた特に差が出てくるのではないのかなと。どういうふうにそれぞれの町村が対応していこうとしているのかわかりませんが、そういう点ではこれからの事業だと思うんですけれども、取り組みについて早急にその方針を示していただきたいなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

●委員長（音喜多委員） 教育長。

●教育長（富澤教育長） 確かにおっしゃるとおり、この事業自体が予算化されたことについては承知しておりましたけれども、現実にはどのような実施内容、委託なんですけれども、国の委託事業としての要綱が出てくるかというのが未定の中では、現実には動きようがないというのが私どもの一つのあれであります。

今回のこの部分でいいますと、非常にスケジュール的に無理があるというのか、公募の締め切りが3月31日で審査が4月に行われて選定が5月下旬、契約期間が6月下旬から実施して、いわゆる20年度いっぱい委嘱事業ということなんですよ。ですから、委員さんご承知のとおり、学校の場合は先ほども申し上げましたけれども、ほとんどが2月、3月中には、もう来年度の校務分掌なり体制なりというのは、整えるような形で次年度の用意をしていくというのが実態であります。そういう中において、3月10日に実施要綱がきて、これを来年度の学校体制の中で、もう一度見直しをかけてやっていきな

さいという部分には、かなり難しい部分があるというふうに思います。

もう一つは、学校支援地域というふうな発想なんですけれども、コミュニティスクールという事業が数年前からありまして、いわゆる地域の意見を学校により反映させなさいというふうな事業なんですけれども、これはまだまだ難しいところもあるんです。というのは、いわゆる極端な話、教員の人事まで地域の方に意見を述べさせたらどうだというような部分もありまして、これは釧路管内でも、その前段のコミュニティスクールを検討する委嘱事業を釧路市内で1校受けているような状況でありまして、まだ何というんですか、どういう趣旨で、きちんとお互いが理解しないとなかなか難しいと。どうもこの学校支援地域というあたりも、その流れを組んでいるような内容に見えるんですよ。ですから、この辺については、もう一度学校の中で体制、どういうことができるかというのをしっかり見極めた上でないと、なかなか手を挙げることも難しいのではないのかなというふうには思っております。

●委員長（音喜多委員） 10番。

●谷口委員 そうするとあれですか、新年度はこの制度の利用は考えられないのではないかとというのが教育長の考え方ですか。

●委員長（音喜多委員） 教育長。

●教育長（富澤教育長） まず1番はですね、このもの自体を学校に下ろして、学校として受けれるかというのが第一だと思いますけれども、先ほど申したとおり、もう3月中には新体制が確立して走っていくという中では、かなり難しいのではないかとというふうに判断しております。

●委員長（音喜多委員） ほかありますか。

（な し）

●委員長（音喜多委員） 4目教員住宅費。

5目就学奨励費。

10番。

●谷口委員 今の奨学金の利用状況と、返済はどういう状況になっているのかお尋ねをいたします。

●委員長（音喜多委員） 管理課長。

●教委管理課長（米内山課長） 奨学金の利用状況でございますけれども、原資といいますか、基金総額で2,970万程度の原資といいますか、持っておりますけれども、今その

うち貸し付けている額、これについては2,285万5,300円ということでございます。

回収といいますか、返還状況でございますけれども、通常は返済計画をもって毎月ということで、いろいろな形の中で返済していただいておりますけれども、実は返済がおくれている部分、これが一番問題でございまして、この中には1度も返済のない方、それから今年度1年間を通して返済が停止されている方という部分でくくってございますけれども、ここが一番問題でございまして、実は平成13年にはその額が749万3,000円ほどございました。それが年々減りまして、平成18年度末現在でいきますと246万円まで減少をしております。いろいろな方法、手だてをとりながら、回収に努めている状況でございます。

●委員長（音喜多委員） 10番。

●谷口委員 焦げつきの問題は、やはり大変だと思うんですよ。私たちの貴重なお金がそこに投入されているわけだから、その趣旨。ただ、問題は借りた人が1度も返さないとか、1年間に1回も返還に応じないというようなことの問題点、前からいろいろ言われていますよね、そのようなことがずっと続いているのではないのかなと、原因はそこにあるのではないのかなというふうに思うんですけれども、ただその一方で、こういう今格差社会というか、大変な状況になっていますから、奨学金を利用したい人がさらにふえてくる可能性があるのではないのかなというふうに思うんですよ。

それで、今もなっているのかどうかちょっとお伺いしますけれども、2人、3人と兄弟がいる場合、上のほうが利用した場合に下のほうは遠慮してもらおうとかということを決めた時期があったんですけれども、それは今も踏襲されているのでしょうか。

●委員長（音喜多委員） 管理課長。

●教委管理課長（米内山課長） 実は、奨学生の選定に当たっての基準でございますけれども、委員おっしゃるとおり貸し付けの残額等の状況の中で、やはり一定程度その基準がある程度変わってくるということでもあります。平成10年度においては、確かに残額の部分が心もとないという中では、一定程度の制限をせざるを得ないということで、申しわけないんですが、兄弟の同時貸し付けは行わないというような基準がございました。

ただ、今現在については、そういう状況にございませんので、それについては基準の中から外させていただいております。

●委員長（音喜多委員） 10番。

●谷口委員 そうすると、今は2人いても、大学でも高校でも専門学校でもという場合であっても、複数対象者がいた場合には、それがきちんと認められるような、基準に当てはまっていれば奨学金の対象者にしていくということになっているというふうに理解いたします。

それで、今現在残っている部分が、返還が滞っている部分、相当努力されてこのよう

な額になっているんだと思いますけれども、この残った部分は見通しがある部分、ない部分、きっとあると思うんですけれども、それ全部がどうなっていくのか。

それから、今後の奨学金運用については、どのような見通しなのか、その辺についてもう一度お答えをお願いいたします。

●委員長（音喜多委員） 管理課長。

●教委管理課長（米内山課長） 先ほど申しました返還がおくれている方々、返済が1度もないとか、年間通して返済がない。実は、この手当が先ほど言いましたようにいろいろな努力、それからいろいろなつてを使いながら、できれば本人にぶち当たるような、ちょっと言い方はどうかと思いますけれども、捜査的なこともしまして努力をしております。その結果、16年ぶりに入金があったとかという、わずかでございますけれども、そのような少しは明るい見通しも、今までは真っ暗やみの中のところにも、一筋の灯が見えるような状況も生まれております。この努力を地道に続けていくしかないのではないかなというふうには思っておりますので、それに向けて努力をしてまいりたいというふうに思っております。

それと、見通しでございますけれども、ここ近年、繰越金が600万超ということで安定してございますので、極端に希望者がふえない限り、このままで推移していけるのかなというふうには考えております。

●委員長（音喜多委員） 6目スクールバス管理費。

2項小学校費、1目学校運営費。

13番。

●室崎委員 委員長、中学校のほうにもちょっと絡みますけれども、お許しをいただきたいと思います。

学校図書室というのがございます。これは非常に乏しい予算の中で、それぞれの学校で非常に苦勞なさって、工夫を重ねていると思います。特に近年、児童・生徒を初めとする若い人たちの活字離れということが言われている中で、学校図書室の持つ機能、意義というのは非常に大きいと言われておりますが、現在何といいましたっけ、図書教諭といいましたかな、司書教諭か、そういう制度があるんだけれども、現実には厚岸町ではほとんどそういうものに頼ろうとしても、無理な実態がありますよね。そういう中で、それぞれの学校がどういうことをなさっているのか、説明していただきたい。

●委員長（音喜多委員） 管理課長。

●教委管理課長（米内山課長） お答えいたします。

質問者おっしゃるとおり、学校図書館でございますけれども、前にも何回かご質問を受けている中で、毎年予算措置をしても廃棄に見合うだけの増冊がないという状況の中で、そうしたらどうしていくんだということの中で、一番大きな観点としては、やはり

情報館との連携といいますか、そういう形の中で進めさせていただいているのが状況であります。

ただ、学校図書館自体、少ないながらも有効活用を図るという中では、各校いろいろな取り組みをしてございますけれども、朝に時間を決めるとか、何曜日に本を読む日にするとかというような、各学校それぞれの努力はしているようでございますけれども、何せ冊数が少ない、基準冊数に及ばないという中では、やはり情報館との連携に頼らざるを得ないというようなことでございます。情報館との連携の中では、多くは情報館の巡回バスを利用するとか、さまざまな支援を受ける中で連携を深めているという状況でございます。

●委員長（音喜多委員） 13番。

●室崎委員 結局、情報館の支援を受ける、情報館との連携をするという言い方なんです、具体的にどういうことをしているのかということだと思うんです。

それから、もう一つは、先ほどの質問でもちらっと言いましたが、子供たちが本に親しむために、活字に親しむといってもいいんでしょうけれども、そのためにどういう方策をとるのかという大きな流れの中の一つですよ、学校図書室の問題というのは。そういう点で、どういうことを今言ってきているのか。

それから、もう一つ、今言われるのは、特にこれは小学校の高学年以上になってからの話だと思うんですが、それから中学、高校、そしていわゆる20代、へたをすると30代にまでいくんだらうけれども、大学生なんかでも言われているそうですが、調べ物をするときに本に頼らなくなってきたと、きれいに言うそうですね。逆にいうと、本で調べるのではなくて、いわゆるネット検索をやると、何であろうと一遍にポンと出てくるんですね、結論が。そういうものにどんどんと移行してしまうということが非常に見られて、本を調べて、あるいは本を読んで道草を食うということの意義がわからなくなってきた。

それが実は、学校の先生そのものにそういう傾向が非常に出てきていて、そういう意味で本から離れたがる傾向がある。それが、「これ何だろう」「はい、こうですよ」と、ノウハウ方式でポンと出てくるときには便利なんだけれども、実は一つ一つのを調べながら積み上げていく訓練の中に、思考を磨くというような本質的なものがあるんだけれどもというような話は、いろいろな機会にいろいろな方から聞くんですよ。

そういうことを含めて、大きな問題が底流にある中で、学校図書室というものをどのように活用して、子供たちと本というものを根づかせていくかという問題だと思うんですが、そういう意味からどのようにお考えでしょうか。

●委員長（音喜多委員） 情報館長。

●情報館長（小杉館長） 情報館のほうから、具体的に学校及び学校図書館とどうかかわっているのか、どういう連携をとっているのかということにつきましてご説明したいと思えます。

平成16年度からなんですけれども、情報館の職員、それから学校教育係の職員、それと町内小・中学校の現場の先生方による学校図書館活性化会議を毎年行っております。その会議はどのような内容かといいますと、今話題になっております学校図書館の蔵書の貧困化、その中で現場の先生たちがどう悪戦苦闘しているか。それから、どうしたら子供たちに本を提供できるのかというふうな問題を抱えている現場の先生たちの声をまず聞くと。そして、情報館がそれに対してどういう形でこたえていくことができるかということのポイントとした内容の会議でございます。

その中でいろいろ出てきたのは、今言いましたように少ない蔵書の中でどう図書室を運営していけばいいのか、あるいは少ない予算、5万とか10万とかの資料購入費で、本を買うときにどんな本を買ったらいいのか、あるいはその買った本をどういうふうに図書室に並べたらよいか。それから、子供たちに本を進めるときに、どういうふうに進めたらよいかということについて、とても悩んでいるんだという具体的な話がぼんぼん飛び出してきました。

その中で、情報館としては、図書室の少ない蔵書をどう情報館として補っていくのか。それから、子供たちの読書環境、それをどう整備していくのかを考えながら、一応次のような業務を展開しております。

1つは、団体貸し出し。これは、一般の方々には2週間の貸出期限がございますが、団体貸し出しの場合は原則として1カ月と。その後、延長もありますけれども、そういう形で団体貸し出しの利用を積極的にアピールしております。現在、18年度で延べ367件、4,031冊の団体貸し出しの貸し出しを行っていきまして、19年度1月現在では18年度よりさらに伸びまして395件、4,800冊ほどの貸し出しを行っておりますけれども、この数値のほとんどが学校単位での団体貸し出し、あるいはクラス単位での団体貸し出しでございます。この中には、真龍小学校のように朝読と申しまして、朝、授業が始まる前に子供たちが自由に読書をする。そのためには、クラスの中に本を置いておかなければならないということで、情報館から毎月本の貸し出しを受けて、朝読用の本として子供たちに提供をしていると、そういう例もございます。そういう団体貸し出しが1点。

それから、2点目は図書館バスの巡回です。これは町内、月2回、学校の玄関前に図書館バスを横づけしまして、子供たちが直接バスの中に入って本を選んで貸し出しを受けている。それからまた調べ物、総合学習なんかで学校で話題になった本を情報館に連絡をして、図書館バスが行くときに持ってきてくれということでもって、調べ物にかかわる資料を何10点か図書館バスが巡回のときに持っていくと、そういうやり方でやっているものもあります。現在、図書館バスは小・中学校含めて7校に巡回しておりますけれども、平成20年度はもう1校増設の予定をしております。

それから、次は学校図書館の運営のアドバイスです。先ほども申しましたように、新しい本を買いだいたいだけれども、どんな本を買ったらいいかわからない。本は買ったんだけど、どんなふうに配架していったらいいかわからない。それから、子供たちの読書意欲をかき立てるには、どういうふうな図書室の雰囲気をつくり上げていったらいいかわからないと、そういう相談に対して、情報館の職員が直接学校に赴いて、いろいろアドバイスを差し上げたり、それから本のリストを紹介したりという形の連携をとっています。

それから、最後になりますけれども、大きなものとしては、学校での読み聞かせの業務をしております。これは情報館の職員だけではありません。厚岸町には、読み聞かせボランティアグループ「小さな絵本箱」という、主に若いお母さん方が中心になって行っている読み聞かせのグループがございます。このグループは、小学校だけではなくて、ブックスタートから始まりまして、デイサービス、グループホームなどにも赴いて、お年寄りなんかにも絵本の読み聞かせをしたり、紙芝居をやったりというふうにして、積極的に読み聞かせ活動を行っているグループなんですけれども、そのグループと情報館の職員が連携しまして、町内の小学校を対象に絵本の読み聞かせや紙芝居、ブックトークを行っております。ブックトークというのは、読書案内ということで、例えば冒険ものの好きな子供たちに、こういう冒険ものの本があるよとか、絵本があるよというふうなことを紹介するというのがブックトークということなんですけれども、そういうふうなことを行っております。現在、読み聞かせの対象になっているのは、真龍小学校、厚岸小学校、床潭小学校、高知小学校の4校でございます。

以上、具体的な学校図書館の支援については、こういう内容でございます。

それと、もう一つ、調べ物学習、あるいは総合学習の中で、子供たちがともするとネット検索にばかり頼り切ってしまうのではないかと、あるいは学校の先生たちもそういうふうなところに流れていくのではないかとのお話でございますが、実際、そういう現象は情報館の職員が観察できる中でありました。情報館の職員がそこでとったことは、ネットで検索するということを見守りながら、同時に情報館の蔵書としてあるペーパーの資料、あるいはいろいろな図鑑、あるいはいろいろな本を同時に紹介してやるという形で子供たちと接しております。

それから、先ほど言いました学校図書館活性化会議の中でもこの問題を取り上げて、先生方もできる限りネット検索だけに頼らないで蔵書に頼ってほしいと、情報館の資料に頼ってほしいというふうなことでお願いした経過もございます。そういうふうに、ネット検索に頼むということは、とても大きな問題でありますけれども、それは地道に現場の先生方と連携をとりながら、子供たちを導いてやるという以外にはないのではないかなというふうに思っています。これが情報館で行っています具体的な連携の内容でございます。

●委員長（音喜多委員） 2 番。

●堀委員 済みません、ちょっと予算書には載ってこないのかなと思っているんですけれども、お聞きしたいのは、平成19年度は厚静小学校の閉校式典というので補助金というものをしています。20年度、上尾幌の小・中、あと尾幌の小・中というのが一応、20年度末で閉校になる予定なんですけれども、現在それらの例えば同窓会とか父母会というのかな、そういったところで閉校の行事というものを開くような予定というか、そういうような動きというのはあるのでしょうか。

●委員長（音喜多委員） 管理課長。

●教委管理課長（米内山課長） 質問者おっしゃるとおり、尾幌小・中学校、上尾幌小・中学校、適正配置計画の中では平成20年度いっぱい閉校という予定の中で作業を今進めてございます。それで、地域においても、一定程度のご理解をいただいている中で、地域としてもその動きはありますけれども、具体的にどのような動きになっているかというのは、いまだつかめてはおりません。

ただ、予算的には当然そういう閉校式を行うという方向性の中で進むだろうというふうに考えてございますし、それに対する補助も恐らくはあるだろうというふうには考えておりますが、閉校を最終的に決める議会の議決を得た中でなければ、予算措置は難しいという形の中で今は考えてございます。

●委員長（音喜多委員） 2番。

●堀委員 そうすると、スケジュール的には議会の議決を求めてというのは、いつごろというふうな予定をしているんでしょうか。

●委員長（音喜多委員） 管理課長。

●教委管理課長（米内山課長） 私どもが考えてございますのは、厚静小学校と同じく9月議会を予定しておりましたけれども、ただ一部、地域の事情によりまして準備段階を早く進めたいということの中では、できるだけ早く決定をしてもらったほうがいいというような話も伺ってございますので、その際には1校だけになるか2校両方になるかわかりませんが、早ければ6月の議会に議決をいただく可能性も考えてございます。

●委員長（音喜多委員） 10番。

●谷口委員 ここでお伺いしたいのは、この学校評議員なんですが、この具体的な仕事、それから今までの成果、そういうものについてちょっと教えていただきたいんですが。

●委員長（音喜多委員） 管理課長。

●教委管理課長（米内山課長） 学校評議員でございますけれども、ご存じとは思いますが、校長の求めに応じまして、学校の教育目標ですとか計画、教育活動の実施、学校と地域の連携の進め方、その他学校運営に関して、一人一人がそれぞれの責任において意見を述べていただくというような内容のものでございます。

それで、実際のところは、市街地4校、厚岸小・中学校、それから真龍小・中学校、この4校に置かれてございます。学校評議員会については、原則として学期ごとに会議を開いていただいております。

学校によりましては、校長がまず、意見を求める事項に対しまして、意見をいただくというようなことであります。それは、学校のそれぞれの中で違うわけでございますけれども、主には学校の運営に関して、細かな点におきまして、学校だよりに関し

てですとか、それからパソコン授業に関しての意見ですとか、それから中学校に入りますと高校の統合に関しての部分ですとか、そういった意見をいただいている状況でございます。

●委員長（音喜多委員） 10番。

●谷口委員 できましたら、せっかく設置されている評議員ですから、何か際立った、こんないいことがありましたというのはないんですか。

●委員長（音喜多委員） 管理課長。

●教委管理課長（米内山課長） 際立ったといいますか、学校評議員の意図するところは父兄だけではなくて、例えば地域の中で学校に対する考え方といいますか、外からみる中で実際どうなのかという中では、貴重な意見をいただいているというふうには思います。

ただ、何が具体的にどうなんだという、際立ったということになれば、特に何があるというようなことでは、ちょっと返答に詰まる状況でございます。

●委員長（音喜多委員） 進みます。

2 目学校管理費。

10番。

●谷口委員 厚岸小学校の鉄骨校舎の耐震診断を委託するというのは今回の予算ではないのかなというふうに思うんですけども、町内の小・中学校の耐震診断は、あと実施計画に載っている片無去をやると、全町の学校すべて耐震診断は終わったというふうに考えていいんですか、それともまだ残っているということなんでしょうか。

●委員長（音喜多委員） 管理課長。

●教委管理課長（米内山課長） 町内におけます学校施設の耐震診断については、耐震診断という位置づけで申しますと、文科省が言っております耐震診断という点でいけば、質問者おっしゃったとおり、厚岸小学校の鉄骨校舎と片無去の鉄骨校舎、これが終われば100%ということになります。

ただ、私ども今まで文科省が言う耐震診断ということで進めてまいりましたのは、優先度調査、それから1次診断というもののの中で、今回3カ年にも載っていますこの2件のことで終了するわけですけども、ただ1次診断におきまして実際のところノーグッドと出ている部分については、これから2次診断、3次診断という必要性はありますけれども、一応、文科省で言っている耐震診断率でいきますと、この2棟が終われば100%ということになります。

●委員長（音喜多委員） 10番。

●谷口委員 それで今回、厚岸小学校の鉄骨校舎部分をやるということになりますよね。それで、今、課長がおっしゃっておいりましたけれども、1次診断ということですよ、今回ののは。そうすると、そこで一定の見解が出たと、すべてが安全ですよということではなくて、もし一部でも今後こういうことをやっていかなければならないとか、そういうことが出たときの対応をどうするのかということと、今の厚岸小学校の児童・生徒数、今後の見込み、学校の校舎の利用状況、そういうことからすると、この鉄骨校舎が今後必要なかどうか、そういう点ではどういうふうに考えているのかお伺いしたいというふうに思います。

それから、片無去も来年そういうことでやるということになりますから、片無去のことはそれでいいんですけれども、例えば1次診断で一定の要望がついたというところではどこがあるのか、今おっしゃっていませんからわかりませんが、例えば真龍中学校の校舎みたいのがありますよね。あの校舎は、真龍中学校が火災で、その後緊急につくられた校舎であると。そうすると、それなりの対応はされていると思うけれども、当時はそういう耐震基準だとか、そういうものがない中でつくられてきている学校だと思うんですけれども、あの学校の安全面はどうなのか、その辺について説明をお願いしたいというふうに思います。

●委員長（音喜多委員） 管理課長。

●教委管理課長（米内山課長） まず、厚岸小学校の鉄骨校舎の部分でございますが、私ども実際に考えるところ、NGが出る確率が高いというふうには考えてございます。そのときに、そうしたら耐震補強を今の鉄骨校舎に行うのかということに対しては、質問者ご質問でございますけれども、実際のところその結果次第というふうには考えてございます。

質問者おっしゃるように空き教室がある。それから、生徒の状況が推移できるという中で、確かにスペース的には鉄骨校舎がなくても、既存の校舎を改修する中で、実際には学校自体の運営はできるだろうというふうには考えてございますが、ただ今現在、鉄骨校舎に置かれている教室は特別教室が主でございます。理科ですとか、そういった特別教室を今のRCのほうの部分の校舎に移すとなると、それ相当の改造費がまたかかってくるという中では、鉄骨校舎の補強と見合わせて、どちらが経済的に有利かということも考えなければなりませんし、多くのことをもう少し、その診断の結果を見る中で決めていく必要があるだろうというふうには考えてございます。

それから、真龍中学校でございますが、実は優先度調査は行っておりますけれども、実際のRCとしての1次診断は行っておりません。というのは、実際にあの構造が体育館の中に含まれているという特殊な構造でございますして、私どもの1次診断ではちょっと手をつけられなかったという状況でありますけれども、それで実際、これから真龍中学校自体の2次診断、3次診断をやっていくのかどうかということも含めまして、この中学校についてはもう少し検討をする余地があるというふうには考えてございます。

●委員長（音喜多委員） 10番。

●谷口委員 厚小の状況が今話されているような状況になっていくのかなというふうに伺っていたんですが、それと以前に厚岸小学校の校舎が非常にある意味、スペースが十分に余力があるということで、図書館の分館等も一時考えておられましたけれども、あれはアドバルーンで終わったんでしょうか、それとも聞かなかったことにしておいてくれということなんでしょうか、そういう構想も含めて今後また何か考えていこうということなんでしょうか。もし、鉄骨校舎が使用の問題でいろいろ支障が出た場合にはどうするのか含めて、ちょっとお尋ねをしたいというふうに思います。

●委員長（音喜多委員） 教育長。

●教育長（富澤教育長） 平成11年から12年ころに分館構想ということで、厚岸小学校の中に、それは福祉センターの改修も含めてという中で検討をいたしました。

1つの試みとして、学校の中で分館を経営するというのが学校教育と社会教育との連携の中で興味深い事業になるだろうというふうな中で計画をさせていただきましたけれども、あのときに想定していた特定財源についても、ちょっと事業内容として厳しかったというふうなこともあり、断念したという経緯でございます。分館構想としては、私自身は理想としてはああいう形、今でも十分やるだけの価値があるものであるというふうには考えておりますけれども、現在の財政状況の中では当面、総合計画の中に載せていけるような状況にはないのではないかなというふうに思っています。

また、先ほど言いました鉄筋の耐震補強のことで、分館について手がかからないというような内容ではありません。それはそれとして、先ほども課長がお話ししましたけれども、特別教室が多いという中では、一概にはあそこをなしに運営するというのも経費の比較をしてみるということも、この診断後には必要になってくるだろうというふうには思っています。

●委員長（音喜多委員） 3目教育振興費。
15番。

●石澤委員 心の教室相談員というのがあるんですけども、これは子供たちなのかなと思うんですが、今、先生方の間でも、すごくつらくて学校の教員を続けられないとか、休んでいるとかというのもあるんですけども、そういうものを含めた相談員とかというのは今はないんですか。

●委員長（音喜多委員） 指導室長。

●教委指導室長（酒井室長） 答えいたします。

委員おっしゃるとおり、心の教室相談員は町独自に行っている事業でございますが、

この事業は児童・生徒を対象としております。先生方へのカウンセリングということではないかなというふうに受けとめさせていただきますけれども、実はスクールカウンセラーという事業ももう一つございまして、こちらの事業は教育問題に大変お詳しい退職された教員の方が現在、厚岸町に来ていただいておりますが、この事業につきましては児童・生徒、それから先生方ももちろん、保護者も含めて相談に乗っているという制度を活用しているところでございます。

●委員長（音喜多委員） 15番。

●石澤委員 今、何人くらいの方がそこを利用しているんでしょうか、そのスクールカウンセラーですか、そういうところに行ったりして、厚岸町の中で。

●委員長（音喜多委員） 指導室長。

●教委指導室長（酒井室長） 現在は1名でございます。

失礼しました。利用状況でございます。スクールカウンセラーの利用状況、平成19年度2月末現在でございますが、児童・生徒からの相談が75件、それから教職員からの相談が54件、合計しますと129件。その相談の主な中身ということになりますと、友人関係の悩みに対する相談、それと先生方からの相談ということになると思いますが、不登校の児童・生徒に対する対応の仕方に関する相談、そういったところが主な中身となっております。

●委員長（音喜多委員） 10番。

●谷口委員 新年度の父母負担の軽減費、これは前年度と同じですか、幾らだったのか、小・中分けて教えてください。

それから、要・準要保護の就学援助なんですけど、これが結構大幅に伸びていますよね。家庭状況が大変厳しくなっているのか、児童・生徒が減っているのに、こちらがどんどんふえてきているという現実はどういうことなのか、その辺をちょっと教えてください。

●委員長（音喜多委員） 管理課長。

●教委管理課長（米内山課長） まず、父母負担軽減費でございますけれども、実際、決算の段階では私どもが年度当初予定している額より若干ずつふえていく形になりますけれども、現在まで、昨年もそうですけれども、同等程度ということで、小学校では3,000円、中学校では6,000円の父母負担軽減費を見てございます。

●谷口委員 6,000円。

●教委管理課長（米内山課長） 6,000円、中学校ですよ。

●谷口委員 中学校でしょう、違うな。去年7,038円と言っているんだけど。

●教委管理課長（米内山課長） 当初で見るのは6,000円ですけども、実際の決算の中では支出の中で、決算の中でとらえると、そのくらいに上がるということであります。

それと、準要保護の部分でございますけれども、ご質問者おっしゃるとおり児童・生徒が減るにもかかわらず、この率が上がっております。18年度では16.65%、19年度で18.09、今回20年度予定しているのが18.7%ということで上がっております。

この要因といいますと、ひとえには保護者世帯の経済状況が悪くなっているということが挙げられるというふうにはしか分析はできておりません。

●委員長（音喜多委員） 10番。

●谷口委員 そうすると、中学校の6,000円なんですけれども、小学校の倍額になっている、これは何を目的に倍額にしていたんですか、ちょっと教えてください。

それから、この要・準要保護なんですけど、準要保護はもう完全に生活保護ではなくて、大変なので一定の援助をしてほしいということで出されてきていると思うんですが、今回特に準要保護を申請しなければならない、そういう家庭というのは、どういう部分でその影響が出ているのか。例えば、季節労働者だったり、あるいは漁業乗組員だったり、漁業従事者だったり、漁業経営者だったり、いろいろすると思うんですけども、そのバランスというか、どの辺に特にそれがあらわれているのか。その辺では、どういうふうに見ているのか、厚岸町の産業だとか、そういうものを見て、こういうところが今大変な状況にあるんだということが浮き彫りになるのかならないのか、その辺はどうなんですか。

●委員長（音喜多委員） 管理課長。

●教委管理課長（米内山課長） まず、父母負担軽減費の小学校の倍が中学校だということでございますが、それぞれ中学校においてはその教材等、父母が負担する額がやはりそれだけ多いという中で、その状況を見まして、それぞれに手当てさせていただいているという内容でございます。

それと、準要保護でございますけれども、実は私どもどんな状況でふえているのかということで、前からちょっと分析させていただいていたのは、まず母子家庭の占める割合だったんですけども、実はこの割合はここ3年ほどはそう多くは動いていない。ただ、高値といいますか、高いところで安定している。60%を超える比率で母子家庭がおります。最近の状況によりますと、やはり自営業と、それから建設業、この割合が高くなっているというふうには分析してございます。

●委員長（音喜多委員） 10番。

- 谷口委員　そうすると、結果的には厚岸町の中で見ると、建設関係は季節労働者が特に失業給付が今度は50日から40日、今度は30日になるというようなこともありますし、公共事業が減っているということだとかが影響しているのかなと。結果的に、厚岸の経済が冷え込んでいることが事業にも反映して、就学援助の対象になっているというふうに理解をしていいいんでしょうか。

それと、この母子家庭の60%というのは、これは頑張っているお母さん方というふうに考えていいんでしょうか。母子家庭というのか、ひとり親家庭というのが今は正しいのか、その辺ちょっとわかりませんが。

- 委員長（音喜多委員）　管理課長。

- 教委管理課長（米内山課長）　ひとり親家庭の、特にお母さん方が確かに頑張っている状況だというふうに思います。

質問者おっしゃるとおり、今の状況の中では確かに建設業の冷え込みがありますし、その影響を受けて自営業も影響を受けるというようなことでは推測はされます。そういうふうには考えてございます。

- 委員長（音喜多委員）　13番。

- 室崎委員　教育振興費のことでお聞きしますが、視力の問題なんです、見える人と見えない人との間には見えづらい人という人たちがいるわけです。そういうような人間の段階があると思いますが、それで見えづらい、弱視という言葉でよくくくられますが、そういう児童・生徒のために教科書の活字がですね、健常者にはそれで十分なんですけれども、そういう人たちには小さ過ぎて見づらいということで、教科書の拡大教科書というものを今までも必要とする人たちが結構いたんです、全国的レベルの話ですよ。

それで、各地でボランティア団体がそういうものをつくって、そういう子供たちに提供するというような動きが各地でありました。これに対しては、著作権の問題がどうのこうのというようなことを言う向きもあったようですが、このごろ何か中央でも、こういうものをきちんと制度として支援していかなければならないのではないかという動きが出てきているようですが、そのあたりを教育委員会としてはつかまえていらっしゃるか、当然つかまえていらっしゃると思うし、それからそういう問題に対して、この町内ではどのようにお考えになっているか。また、そういうものを必要とする児童・生徒の数ですね、これは推測の域を出ないと思いますが、どの程度あるというふうに考えられますか。

- 委員長（音喜多委員）　管理課長。

- 教委管理課長（米内山課長）　視力に障害がある児童・生徒用の拡大教科書というのは、これは特別支援学校も含めて、それから特別支援学級の中でも、障害の中に視力障害と

いうものがある中で、こういう教科書があるということは存じておりますし、それと普通学級における弱視といいますか、見づらい方というものに対しての拡大教科書の無料給付ということも制度としてもございますし、質問者おっしゃるとおり、この教科書が必ずしも私ども選定した教科書すべてにおいて拡大教科書がつくられているというような状況ではありませんので、多くの場合ボランティアのご協力を得る中でつくられているという状況のようでございます。

そうしますと、ボランティアの方がつくる段階におきましては、通常の我々が選定した普通教科書の電子化というものがあればつくりやすいという中では、文部科学大臣が教科書のメーカーに、そういう資料を出していただくようにというようなことで通知も出されているようでございます。

町内におけます状況でございますが、実はこの拡大教科書を必要とする児童・生徒は今現在はいないという状況にはありますけれども、ただこのいないという状況の中では、1ついろいろな問題が含まれているというふうに考えてございます。というのは、今言いましたように特別支援が拡大教科書を必要なんだということだけでは理解はしていませんけれども、いずれにしても普通学級でどの程度から拡大教科書が必要なんだという認識が教育委員会、それから学校の関係者含めて理解がまだ十分ない部分もあるのかなということは、実は考えられます。その点でいけば、もう少し深く考えたときには、その数字というものは上がってくるのかなという気はしてございます。

●委員長（音喜多委員） 13番。

●室崎委員 もう私の言おうとしたことを先取りして、問題点はわかっていますよというご答弁だったので、心強いといえば心強いんですけども、これは福祉課のほうの専門家とも十分協力し合って、それで今、いるいないの話になったんですけれども、これはあらゆる障害に関して言えることだと思うんですが、厚岸町が特別例えば目の不自由な方が全国に比べて何倍も多いとか、あるいは特に少ないとかということはある得ないと思うんです。そういう地域差というのは、こういうものにはほとんどの場合ないですよ。

そうすると、例えば全国的に見て1万人いると何人というような数値というのはあると思うんですよ。まずは、そういうところから、こういうものを必要とする児童・生徒はこのくらいはいるのではないかというあたりはつくと思うんです。そして、その数字から見て極端に少ない回答が現場に聞いたときに返ってきたとしたら、それはそれぞれの現場で今まさに担当課長がおっしゃったように、問題点が見えていないだけだという推測が相当強く成り立つと思うんですよ。

そういう点で、きちんとした手順を踏んだ調査をなさって、と同時に、というわけだから、現場においてはこうこうこう考えてもらいたいというような話になっていくのではないかなと思うんですが、今の答弁では問題があるということのことはわかっているという話だけで、その先の具体的な話がなかったもので、もう一度きちんとした答弁をお願いしたいなと。

●委員長（音喜多委員） 管理課長。

- 教委管理課長（米内山課長）　まず、この拡大教科書、特に普通学級での拡大教科書の必要性ということに関しましては、実は都道府県教育委員会に相談窓口というのがございまして、1度、普通学級におけます拡大教科書の数といいますか、使用というものを聞いてみたんですけれども、それは先ほど答弁したように、この数字では実際潜在的に必要な数というのは実はつかめない状況にあります。

というのは、数字的に申し上げますと、北海道で全生徒に対する割合としては0.04%というような使用率ということですから、これについてはそのまま厚岸町1,000人として計算しましても1人という形になってきませんから、この数字では先ほど言いましたように潜在的な需要というものがつかめないという中では、やはり地元の中でももう少し厳密な必要性を、もう少し細かい基準を設ける中で、チェックして掘り上げてくるというような手法をとらざるを得ないのかなという考えで、今後進めてまいりたいと思っております。

- 委員長（音喜多委員）　13番。

- 室崎委員　実は、視覚障害の方たちの町内には団体もございます。そういう中での話や、その会員だけではなくて、その会員と同じような不自由さを困っている方たちの知り合い、一種のネットワークがありますから、そういうところの話聞いていると、やはり目の不自由な方のお子さんが体質的に目が見えづらいというような方もいらっしゃるようです。

そういう中で、普通学級には行って、そこでいわゆる特別のところまではいかなくても、普通学級で卒業はできたんだけど、随分苦労したというような話は、やはりぼつらぼつら聞こえてくるんです。だけれども、そんな、ほかにもいろいろなものがあるんだと思うんだけど、こんな拡大教科書があるなんていうことは全然知らない。だから、そういう要請もしない。それから、現場の先生のほうは、そういうことを酌み取るだけの知識もなかったのか。そういうことでもって、そのまま無事に卒業していったというようなことは結構あるんじゃないかと思うんですよ。

だから、こういうものがあるんだということをまずわかる、それは先生のほうもそうだし、対象となる児童・生徒本人も、その親御さんですね、そういうことがわかることも非常に、こういうものが顕在化していくという意味では必要だと思いますので、そういう点を含めてよろしく願いしたい。

- 委員長（音喜多委員）　管理課長。

- 教委管理課長（米内山課長）　おっしゃるとおり、こういう制度自体、それから教科書自体がわからない部分というのは確かにあるんだというふうに思いますし、それと単に視力障害といいますか、見えないというだけではなくて、障害には視野ですとか、それから明るさ、暗さによる光覚障害というものを含めて、いろいろな視力障害があるという中では、そこまで考えて子供たちを観察しているのかということに対しては、やはり

不十分だというふうには思わざるを得ませんので、その辺の指導も含めて今後はやっていく必要がありますし、なお関係機関等の協力を得ながら、何とか漏れのないような形で進めてまいりたいというふうに考えております。

●委員長（音喜多委員） ほかがございませんか。

4 目学校建設費。

3 項中学校費、1 目学校運営費。2 目学校管理費。3 目教育振興費。

4 項幼稚園費、1 目幼稚園費。

5 項社会教育費、1 目社会教育総務費。2 目生涯学習推進費。

13番。

●室崎委員 ここで説明欄に出てきます生涯学習活動というのがあるんですが、これは具体的にどんなことをなさっておるんですか。

●委員長（音喜多委員） 生涯学習課長。

●教委生涯学習課長（佐田課長） 生涯学習というのは、社会教育の中でいろいろな事業があります。その中では、少年教育に係る部分、それから助成団体に係る部分、それから生きがい大学等の方々に係る部分があります。それらの事業を展開していくことが生涯学習活動の中に含まれてきているところでございます。

●委員長（音喜多委員） 13番。

●室崎委員 何かの規則を棒読みしているような話だったんですが、全部と云ったら物すごく膨大なものになるんだろうけれども、一例を挙げながら具体的におっしゃっていただかないと、ちょっとイメージがつかめないんですがね。

●委員長（音喜多委員） 生涯学習課長。

●教委生涯学習課長（佐田課長） お答えを申し上げます。

例えば、少年教育という部分でいきますと、毎年、少年の主張大会とかを実施しているんですが、中学生、これは少年がそれぞれの体験に基づいて自分の主張をしていただくというような事業も1つございます。

そのほかに、例えば毎年行っていることなんですが、村山市との交流事業、こういうことについても生涯学習活動事業に入ってくると思いますし、その他、陶芸教室ですね、今回、真龍小学校のほうに陶芸窯というものが設置されましたけれども、その中で今年度、一般町民を対象に陶芸教室等を開いたということも、生涯学習活動の中に入ってくるというふうに思います。

そのほかに英会話、この英会話に関しても毎年、小学校のほうに配置されています英語教師によります英会話教室というものを1講座なんですが、これは年8回程度の内容

で英語に親しむ、それから外国に対する理解を深めるという中で、英会話教室等も開催してあります。そのほかにですけれども、小・中学校を対象にPTAの中での生涯学習講演会ということで、PTAの事業に対して支援をしていくという中で、講演会ということで実施してきているのも1つであります。

それから、子育て講座ということで、これにつきましては各小学校、毎年行っているものとしては、厚岸小学校と真龍小学校の入学時の説明会のときに、一番お母さん方、お父さん方が集まる機会が多いということで、なかなかふだんの機会を通じた中での事業ということになりますと、呼びかけても、たくさん集まっていただくことが非常にこちらとしてもやりがいがあるといえますか、やっていて集まっていただきたいというのが本当のところなんです、なかなか募集をした中で実際にたくさんの皆さんに集まっていたけないということもありまして、一番集まっていただける機会が多いのは、やはり小学生の中での入学の説明会のときというのが一番集まってこられますので、その機会を通じて子供に対しての接し方といえますか、子供のしつけの関係とか、そういう部分についての事業も行っているところでございます。

その他いろいろといえますか、生涯学習活動というものに関しては幅がすごく広いというふうに思っております。社会教育の中で、博物館の中でやっているいろいろなふろさと教室とかもかかわってくるといえますし、情報館で行っておりますいろいろな事業、そういうものもすべてが生涯学習という中に入ってくるのかなというふうに思いますが、その一つ一つにつきましては社会教育の一部といえますか、それぞれの社会教育の部門の中で行われていたものが、すべて生涯学習活動という部分の中に入ってくるのかなというふうに感じているところでございます。

●委員長（音喜多委員） 13番。

●室崎委員 わかりました。余り固くならないで。

それで、ちょっと私の質問の誤解の部分もあるのではないかなと思うんだけど、私この説明欄の生涯学習活動141万5,000円の話聞きたかったんですよ。ところが、そもそも生涯学習活動たるものとはというような話で、情報館から博物館から、海事記念館の話でしょうね、中心は、全部入るんだということになると、141万5,000円で全部それやっているんですかというようなわけではないんでしょう。

それから、今の話の中に村山との話が出ておったが、その上のほうに友好都市子ども交流というのが前の欄の目のところにはあるんだけど、そういう意味で生涯学習とは何ですかと、ボーンと網かけるように聞いたら、これはいわゆるあれでしょうね、学校の活動を含めて、生まれてから死ぬまでの間の教育関係全部、生涯学習でしょうね。そういうことになったら、これととてもとても、今そんなものを聞いていたら教育費なんか終わりませんから聞きませんけれども、そうではなくて、さあここで生涯学習活動といって、どんなことを具体的なやっているのかということなんです。

●委員長（音喜多委員） 生涯学習課長。

●教委生涯学習課長（佐田課長） 申しわけございません。ちょっと質問の趣旨を取り違えておりまして、先ほど私、説明させていただきましたのは、今、委員おっしゃいましたように生涯学習というものがどういうものかというようなことで、若干触れたという形なんですけれども、ここでいいます生涯学習活動における141万5,000円の中でどういうことをやっているのかということになります、この中では先ほども一部申し上げさせていただきましたが、子育て教室とか、それから英会話教室、それから今後進めてまいります趣味・工芸の教室、それから家庭教育講座というようなものが事業の内容になってきておりまして、これらの事業を進める上での講師、先生方の謝礼という部分がここでいう報償費の中で賄うという形になっております。

その他、それらに伴いまして、今年度、施設管理委託料というのがこの中にございますが、これにつきましてはことし、真龍小学校のほうに生涯学習課生涯学習係が移動することになっております。それで、真龍小学校が建設される段階で、地域の方々との触れ合いということもコンセプトにあったということですし、その中でサークル等の活動を支援していきたいというふうに考えております。それで、そのサークル活動の使用に関しましては、午前9時から午後9時までということの中で、事前に申請をしていただいた中での使用を考えておりますけれども、職員がいない、退庁した後の時間帯、それから土曜日、日曜日等の時間帯に使用が入った場合に係る経費が、この生涯学習施設管理委託料ということになっております。

失礼しました。施設のほうへちょっと入ってしまいましたけれども、あと事務用備品の関係なんですけれども。

●室崎委員 いい、そんな細かいことまで。

●教委生涯学習課長（佐田課長） 以上でございます。

●委員長（音喜多委員） 13番。

●室崎委員 非常にご丁寧な説明をいただいて、違うところまで言ってくださいます、ちょっとびっくりしたんですけども。

そうすると、その生涯学習活動ということでいろいろなことをやっていますよね、英会話やったり、子育ての講演やったり、あるいは趣味のことをやったり、家庭教育のことやいろいろやっている。その中の1つとして、趣味の講座というので真龍小学校を利用していくと、真龍小学校の設計段階から、これは単に子供たちがランドセル背負ってきて、そして勉強して帰っていただくだけではなくて、もっと広い層に利用できるようにつくっていくんだという話がありましたが、その活動というものもこの中の行っていくというふうに考えてよろしいんですね。

そのために、今ちょっと生涯学習施設というのが次の節にありますけれども、そのところの管理委託料みたいなものも出てくると、こういうことですね。

ことし、まず最初ということになると思うんですが、真龍小学校を利用した生涯学習活動としては、どんなものを考えているのか。

●委員長（音喜多委員） 生涯学習課長。

●教委生涯学習課長（佐田課長） お答えいたします。

先ほども説明させていただきましたが、真龍小学校を使いましての活動については、まず一番の目玉であります陶芸窯を利用した陶芸講座を行っていきたいというふうに考えております。既に、19年度の中で3講座を実施しておりますが、今進行中のものもありますけれども、20年度につきましても、その講座については進めていきたいと思ひますし、そのことからそれぞれのサークル等に発展した中で、陶芸をたくさんの方々知っていただけるよい機会ではないかなというふうに思っていますので、まず陶芸教室を進めていききたいというふうに考えております。

それから、生きがい大学の関係なんです、これも毎年、生きがい大学は月1回開いております。それで、1回の大学の中で常時大体60人前後のお年寄りの方々が参加してありまして、非常に和やかに過ごされていまして、すごくいいなというふうに私思っているんですけども、そういう部分で真龍小学校のほうに行きましても、その事業の内容で真龍小学校を使用して、できれば何回か教室の中で子供たちと触れ合えるような状況をつくればいいのかというふうに思っています。子供たちとお年寄りの方々が交わることによって、子供たちのいろいろな考えといいますか、心の動きとかもいろいろ出てくると思いますので、そのようなことを今考えているところでございます。

●委員長（音喜多委員） ほかございませんか。

進みます。

3目公民館運営費。4目文化財保護費。

13番。

●室崎委員 お聞きします。

埋蔵文化財地図というのがありましたよね、埋蔵文化財に関して地上目視で、まず外郭的にというか、町内全部を網羅したものをつくりました。それぞれの場所は、物によっては行けないようなところもありますから、それは別にしても、地上目視でこの範囲にこういうものが、遺跡なり何なりがあるであろうということの図面は全部つくられています。その中から、また多少の何というんですか、掘ったりいろいろなことを、あるいはきちんと測量したりをして、精緻な図面に置きかえていっているところもありますよね。これはどのように活用されていますか。

●委員長（音喜多委員） 海事記念館館長。

●海事記念館長（北川館長） 埋蔵文化財については、町内で90カ所ぐらいあります。そのうち7カ所を測量とか、専門な地図をつくったりやっております。それで、毎年、文化財パトロールということで、どういうふうな状況になっているのか、毎年行きまして、あとは図面とかと照合したりして、あとこれ北海道に登録されておりますので、北海道

に調査した状況などを報告しております。ちょっと活用等はあれですけども、そういうことです。

●委員長（音喜多委員） 休憩します。

再開は13時。

午後12時00分休憩

午後 1 時00分再開

●委員長（音喜多委員） 委員会を再開いたします。

ここで、13番委員さんの再質問の前に、答弁の訂正を求められておりますので、これを許します。

生涯学習課長。

●教委生涯学習課長（佐田課長） 恐れ入ります。答弁の訂正をさせていただきたいというふうに存じます。

厚岸町の埋蔵文化財等保蔵地の一覧表についてですが、箇所数は90カ所で、そのうち正規な形での測量を行っているのは19カ所となっております。

それから、それにかかわる活用方法なんですが、この一覧表につきましては関係各課、それから開発、土現等の関係機関等に配付をさせていただきまして、工事等を行う際に、それらの保蔵地に引っかからないような形で、もし工事を行う際に、そのようなことに近い状況になるとするであるならば、事前に担当課のほうに連絡をしていただくという形の中で進めさせていただいているところでございます。

●委員長（音喜多委員） 13番。

●室崎委員 今、べきであるという部分で、答弁の訂正後にそういう話が出たんですが、そのようにきちんと行われているわけですね、確認いたします。

●委員長（音喜多委員） 生涯学習課長。

●教委生涯学習課長（佐田課長） 海事記念館といたしましては、埋蔵文化財の保存地について新たな形で、例えばもしその部分が変更した場合についても、海事記念館として配付をさせていただくような形で進めておりますし、そのような形の中での取り扱いがされているのではないかとこのように考えております。

●委員長（音喜多委員） 13番。

●室崎委員 埋蔵文化財地図の話聞いたときに、すぐそういう答弁も出なかったし、そ

れから今のを聞いていると、海事記念館としてはそうでないかと思われるというような答弁になっているので、甚だ心もとない。現場はどうなんですか。

●委員長（音喜多委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） 私のほうは、建設工事の関係でございますけれども、今、教育委員会のほうでご説明したとおり、建設課のほうにもこの埋蔵文化財分布図、それから詳細に示されました位置図も配付されております。それを見て確認をして工事を進めると、なければそのまま進めるし、あれば協議をして調査等をしていくといったふうな取り扱いをしてございます。

●委員長（音喜多委員） 水道課長。

●水道課長（常谷課長） 私ども所管の下水道工事におきましても、ただいま建設課長答弁申し上げたとおり、同様の取り扱いで海事記念館と協議をしながら工事を進めております。

●委員長（音喜多委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） 町有林の造林工事におきましても、配付された位置を確認しながら行っております。

それから、一般民有林につきましても、施業の相談は私どものところにまいります。そのときにも、その近辺、近いところは常に委員会のほうと連絡を取り合って対応をしているところでございます。

●委員長（音喜多委員） 13番。

●室崎委員 午前中の答弁のときにはちょっとびっくりしましたが、きちんとした答弁もあるし、現場もそのように進めているということなので、安心いたしました。そのように進めていただきたい。

それで、また別のことをお聞きしますが、教育長の教育行政執行方針の中で、正行寺本堂の話が出ておりました。それで、今後整備された本堂については文化財として後世に伝えるがため、所有者と連携しながら継続して町民への公開を推進していきたいというふうに書かれておりますが、この公開というのは具体的にどういうことを進めていくわけですか。

●委員長（音喜多委員） 海事記念館長。

●海事記念館長（北川館長） 正行寺本堂の整備事業でありますけれども、18年から着工しまして、ことしの10月の終わりごろ完成する予定でありますけれども、現在でも一般

公開という形をしております。それで、完成した場合は、海事記念館からの広報等、それから海事通信文とか、そういうものでぜひたくさんの町民の方々に見てもらうように考えております。

●委員長（音喜多委員） 13番。

●室崎委員 要するに、かぎあけて開いているから、見ていきなさいという形ですか。

●委員長（音喜多委員） 海事記念館長。

●海事記念館長（北川館長） いや、その際は必要に応じて、うちのほうで学芸員等、正行寺さんの住職さんもおりますので、説明を求められたら当然説明していきたいと思えます。

●委員長（音喜多委員） 13番。

●室崎委員 わざわざ教育行政執行方針の中でも公開ということを積極的に推進していくというふうに教育長はおっしゃっているんだが、それがその程度の話なんですが、具体的にお聞きすると。もうちょっと、諸行事には町も少なからぬ経費を出しているわけです。それは、いわゆるお寺の本堂が傷んだから出してください、はいというようなものではないですよ。文化財としての意義、宗教施設を離れて文化財としての意義が非常に高く評価しているから、そのような修復という事業を行ったわけです。

そうしたら、そのことに関連して、全体的なきちんとした知識と、もっと言うならば、この建物を一つの契機にしていろいろなものをしていただきたいというような積極姿勢があって、初めて公開だと思うんですよ。そういうものが今のお話聞いていると、全然出てこないんだけど、そういうことなんですか。

●委員長（音喜多委員） 生涯学習課長。

●教委生涯学習課長（佐田課長） 正行寺本堂に関しましては、重要文化財ということで18年度から工事が進められて、今年度完成する予定になってございます。その中で、どのような形で公開をしていくかということになってくるかと思いますが、ただいま海事記念館の館長も言いましたけれども、今までと同様な形の中で当然やっていきますし、それに付随して新たに今回、正行寺の中ではふすま、今まで見られていなかったふすまも今回発見されたといいますか、新しい形の中で修復することになっております。その部分についても、公開に向けていきたいと思っていますし、そのほかに例えば工事、今回18年から20年まで3カ年ということで進められておりますが、それらの状況、解体から完成までのパネル展という部分についても考えながら進めていきたいと思っていますし、その他、文化財に係る講演会についても、正行寺に係る講演会についても実施してまいりたいなというふうに考えているところでございます。

●委員長（音喜多委員） ほかほかございませんか。

（な し）

●委員長（音喜多委員） 進みます。

5 目博物館運営費。

13番。

●室崎委員 厚岸町における博物館というのは、海事記念館が博物館なんですね、まずその点。

●委員長（音喜多委員） 海事記念館長。

●海事記念館長（北川館長） 3 館のうち、海事記念館だけは国の登録の博物館となっております。

●委員長（音喜多委員） 13番。

●室崎委員 そうすると、海事記念館は博物館活動を行っていかねばなりませんよね。どのようなものを行っていくというふうに考えていますか。

それから、博物館活動として、まず最低限、これだけのものは整備しなければならないというようなもののお考えもあると思いますので、手短で結構ですから教えてください。

●委員長（音喜多委員） 海事記念館長。

●海事記念館長（北川館長） 海事記念館は、目的といいますか、ほかに 2 館、太田と郷土館ありますけれども、海事記念館については 1 つ、海に関するいろいろ歴史の資料や、そういうものを展示して、子供さんから皆さんに見てもらうということです。

それから、あとそのほかに用途としては、科学的なことでプラネタリウムを配置しております。これからは、できる限りは、収蔵庫にも海事記念館的な資料もありますから、それらの展示替とか、あと海事にかかわる資料の展示を極力展示しながら、ぜひ公開したいと思います。

●委員長（音喜多委員） 13番。

●室崎委員 そういう答弁では。

博物館活動というのは展示だということなんですか。

●委員長（音喜多委員） 海事記念館長。

●海事記念館長（北川館長） 展示ばかりでなくて、学習の場と位置づけております、教育の場ですか。

●委員長（音喜多委員） まだ答弁漏れありますか。
教育長。

●教育長（富澤教育長） 博物館活動の中には当然、学芸員による研究活動、そして住民、学校等に対する啓発活動、もろもろ含めて博物館活動です。博物館の大きな部分でいうと、地域の例えば民俗学的な部分、あるいは考古学的な部分で、町にあるいろいろなものを有形、無形含めて研究していく、それについての研究発表等々も含まれているわけですが、現にまだそこまで、いわゆる官報として大きく出していけるまでには至っておりませんが、細かい積み重ねとして研究活動を進める中で、いろいろな小さいところには発表しているというふうなものも含めて、現在活動を行っております。

●委員長（音喜多委員） 13番。

●室崎委員 何か私が立って聞けば、どこかに落ち度があつて、へたなことを言ったら逆手にとられるんじゃないかとでも思っているのか、非常に言葉をはしょってしまうのかね、そういう感じがあるので、そんなことはありませんから。

それで、担当者としては、もっともっと胸張っていただきたいんですよ。むしろ、私はいいことを聞いてくれたと、今、海事記念館こうやってやっているんだという話が出るんだろうと思って聞いたら、それが出てこない。教育長のほうが、そういう答弁をするという、甚だこれはやはり質問者としては遺憾であります。

それで、あなたたちやっているでしょう。今回、何たっけ、ホームページもつくったでしょう。それから、プラネタリウム使っても、いろいろな子供たちに天文学のこともやっているし、これからは科学的ないろいろなもの、最新の知見を入れたものもやっていくと言っているでしょう。あるいは考古学や、それからいろいろな漁業に関しても特別展なんていうのをどんどんやっているじゃないですか、ああいうのは全部、博物館活動なんです、胸張って言わなきゃだめです。

それから、年に何回だか、お便りも出しているでしょう、そういうのは全部博物館活動なんですよ。そこで、ああそうかいなという顔されちゃ困りますよ、あなたたちのほうがプロなんだから。別に私、そんなことを教えてあげるために、今ここでもって立たんじゃないんですよ。そういうものの一番の基礎になるものは何なのかということが聞きたくて言ったんだけど、どうも博物館活動の話そのものでつまづいてしまったら、できないですよ。

それで、私のほうから言いますから、今、海事記念館を初めとして、そのいわば分館ではないけれども、親子館のような共同関係にあるのが郷土館と太田屯田開拓記念館ですよ。そういうところに収蔵されているものにどんなものがあるのかということが、

まず一目でわからなければなりませんよね。それで、場所によってはケース的にはしまってしまうものもありますから。そうすると、そういうものの目録整備、そういうものはきちんとまずできていなければ、今言ったいろいろな博物館活動、啓発活動を行うことができないと思うんですよ。それで、そういう点はどの程度整備されているかお聞きしたいんです。

●委員長（音喜多委員） 海事記念館長。

●海事記念館長（北川館長） お答え申し上げます。

収蔵されている資料等につきましては、目録台帳につきましては、80%ぐらいはほぼ整備されております。残りの整備につきましては、収蔵資料自体が昭和40年ごろより資料の収集を行ったり寄贈を受けております。それで、3館合計で3,500点ぐらい資料としてあります。

しかし、昭和40年代とか50年代の資料については、台帳には記載されておりますけれども、写真がなかったり、そういうものがあります。それで、それを現在もやっておりますけれども、確認しながら地道に、ちょっとまだ時間かかると思いますけれども、100%整備されるようにきちんとやっていきたいと思っております。

●委員長（音喜多委員） 13番。

●室崎委員 大体、目途はいつごろと考えていますか。

それから、もう一つは、現在まで8割程度はもう整備されているというふうにおっしゃったが、そういうものは簡単に町民の方が見れるような仕掛けになっていますか。

●委員長（音喜多委員） 海事記念館長。

●海事記念館長（北川館長） 80%ぐらい大体整備しておりまして、台帳上きちんと記載されておりまして、なおかつ現物にも名札的みたいなものを全部つけております。

あと何年ぐらいですね。あと2年ぐらいではどうにかしたいなと考えております。

以上でございます。

●委員長（音喜多委員） 生涯学習課長。

●教委生涯学習課長（佐田課長） どのようにして物を公開していくかということの質問がございましたけれども、これまでに収集してきているものにつきましては、現在、海事記念館のほうで去年からインターネットをつないでおります。それで、ホームページができておりますので、そのホームページを何とか活用した中で、今後は取り進めていければなということで、担当では思っております。

どのようにして、それを取り進めるかといいますと、いろいろな発見されたものを映像化して、それをホームページ上で公開していくというのも1つの方法かなというのも

ありますので、その辺については今後の検討課題ということの中でやっていきたいなというふうに思っています。

●委員長（音喜多委員） 13番。

●室崎委員 余り長くならないようにします。

例えば、情報館でそういうものが目録部分といいますか、写真つきというようなことをおっしゃっていたけれども、そういうものが今パッと見れるような状況ではないんですか、今、そういう話は出てこなかったけれども。

それから、ホームページ上ということになりますと、画像入りでもって三千五、六百点のものが全部載るということですね、容量的には問題ないんでしょうね、現在のものだったら、その2点。

●委員長（音喜多委員） 生涯学習課長。

●教委生涯学習課長（佐田課長） その辺につきましては、現段階ではどこまで載せれるかという部分については、ちょっとそこまで検討している状況にはなってございませんが、できるだけそういう部分についても公開していくという立場の中でいきますと、一番いい方法が何かといいますと、今はやはりホームページ、インターネットというのが普及していることを考えますと、そちらのほうを活用しながら公開していくことによって、厚岸町における文化財関係のものが皆さんに知っていただけるようになるのかなというふうに考えております。

●委員長（音喜多委員） 情報館長。

●情報館長（小杉館長） 情報館には、海事記念館の文化財一覧をCD-ROMに落としたものとして、いわば電子資料として情報館が受け入れて、町民の皆さんにいつでも見てもらえるような体制でもって配架しております。ですから、この電子データは今、生涯学習課長が説明したように、海事記念館のホームページから、ソフトの改良は一部ありますけれども、情報館のリンクたどったり、それから直接、海事記念館のホームページからこの文化財一覧を見たり、それから時には印刷したりということは可能だというふうに思っております。

●委員長（音喜多委員） ほかがございませんか。

（な し）

●委員長（音喜多委員） 進みます。

6目情報館運営費。

13番。

●室崎委員 情報館についてちょっとお聞きしますが、資料をいただいたんですが、見ますと厚岸情報館が平成18年度 1人当たりの貸出冊数が14.05冊というふうになっています。それから、平成17年度なんです、人口1万5,000未満の町村というところで、厚岸町が14万9,000冊の貸出冊数をしています。こういう指標がいろいろ出ていると思うんですが、これは厚岸情報館が全国や全道でどういう位置にあるのかということがわかるのではないかなと思うんですけれども、このあたりをまずちょっと説明をしてください。

●委員長（音喜多委員） 情報館長。

●情報館長（小杉館長） 今、ご質問ありました厚岸情報館の利用状況についてご説明いたします。

今、委員おっしゃいましたように、厚岸情報館の利用状況につきましては、道内の中でも高い利用状況になっておりますが、全国的なレベルから見ても、情報館の利用状況、活動ぶりというのは注目されております。

ちなみに、具体的にお話しいたしますと、日本図書館協会から毎年出版されております年鑑がございます。これは全国の公共図書館の所在地はもちろん、活動内容を含めて利用状況をランクづけしております。ただし、それは人口8,000未満、あるいは人口1万未満、人口1万5,000未満というふうにして、ブロック別に出しているんですけれども、わかやすくいいますと、民間でいいますと、1つの会社が売り上げが幾らあるんだということが、その会社の勢いを示すとすれば、図書館の勢い、活動ぶりというのは、まず貸出冊数にあらわれます。それが先ほどお話に出ました平成17年度14万9,000冊という貸し出しですけれども、これは全国的なレベルから見ますと、人口1万5,000未満の町村を対象にしたものです。これは106町村ございます。平均が貸し出し年間6万冊ですが、情報館は14万9,000冊ということで、上位4位に入っております。

それから、もう一つ、図書館の活動ぶりを評価する目安として、予約受付件数というものもございます。これは例えば、情報館に本を借りにきたんだけど、貸し出されていなかったと、あるいはもともと情報館に入っていなかったんだけど、買ってもらったように予約したというふうなことでございますけれども、これは町民の図書館に対する信頼度が一番あらわれる。だから、貸出冊数が少ないところは、この予約はほとんどない。結局、予約しても、どうせ入ってこない、どうせ聞き入れてもらえないんだということで予約が低くなる。でも、貸出冊数の高いところ、勢いのあるところでは、この予約受付件数も高いと。この部分につきましても、人口1万5,000未満の町村の中で厚岸町は8番目というふうになってございます。

まだ多々、この図書館の勢いぶりを占めず統計というのはいろいろございますけれども、今回はこの2つに絞らせていただきます。

●委員長（音喜多委員） 13番。

●室崎委員 私の手に入れた資料では、1人当たりの貸出冊数というのがありまして、厚

岸情報館が1人当たり14.5冊。ちなみに、この周辺でいいますと、隣の釧路町は0.36冊、浜中町は0.59冊というぐらい差があるようです。それで、非常に厚岸情報館というのは活発に動いているということは、いろいろな数字から出てくるわけですが。

それで、先ほどちょっと活字離れの話をお聞きしたときに、情報館長のほうから厚岸情報館が読み聞かせに非常に力を入れているということが出てまいりました。そのときに、学校との提携といいますか、連携というか、力を合わせて事に当たっているというのがよくわかりましたが、ブックスタートの事業ですね、あれは04健診のときにですか、ということ为例にとるまでもなく、非常に小さい時期から本に親しんでいくという事業というのは非常に大事ですね。

それで、学校についてはわかったんですけれども、町の施設としての保育所、それからこれは町は経営はしていませんが、幼稚園もありますよね。そういう就学前の児童に対する読み聞かせについては、情報館はどのような動きをしているのか、これについてお答え願いたい。

●委員長（音喜多委員） 情報館長。

●情報館長（小杉館長） まず、子供に対するサービスについては、ブックスタートから始まっておりますけれども、その後につきましては乳幼児、その部分については子育て支援センターと連携しながら読み聞かせを行ったり、それから若いお母さんたちに読書相談を行ったりという形で、ブックスタートのフォローを行っております。

ただ、その後、就学後の子供たちと乳幼児との間の保育所、それから児童館、それから幼稚園、そういうところに通う子供たちの部分については、残念ながらまだほとんど手薄になっているというのが情報館としての実態でございます。

ただ、その部分につきましては、情報館の職員の中でもいろいろ話題になりまして、児童館の部分については昨年あたりから児童館の担当者といろいろこの問題について話し合ったり、具体的に勉強をしたりというところはございますけれども、保育所、幼稚園の部分については、まだ手つかずの状態でございます。ただ、問題意識としては、やはりここもきちんと連携すべき対象にしなければならないというふうに考えておりますし、その部分については町の関係する部局、介護課等々の連携を、話し合いを詰めながら、今後その空白を埋めていきたいというふうに思っております。

●委員長（音喜多委員） 13番。

●室崎委員 いわゆる読み聞かせや、そういうものが非常にいろいろな意味で効果があるということはもうはっきりしていますので、これ学校との間では、先ほど学校の先生たちとの間で情報館と一緒にあった協議会のようなものをつくって、そして現場のいろいろな問題を話し合いながら、一つ一つ進めていったという話を聞いたんですが、保育所だとか幼稚園だとか、そういうほうでは、まだそういうようなものはないんですか。あるいは、今後こういうふうにやっていくというような話がありましたら、その点もお知らせいただきたい。

●委員長（音喜多委員） 福祉課長。

●福祉課長（土肥課長） 今、情報館の館長のほうからでも説明がございましたが、保育所につきましては特に事業を設けて読み聞かせを行うというような取り組みは現在ないのかなと、保育の中で、遊びの中で絵本等を読み聞かせるという程度になっているのではないかなと思います。

そのほかとしましては、子育て支援センターのほうで絵本の広場というものを定期的で開催しながら、読み聞かせの機会を設けておりますが、残念ながら保育所のほうでは今現在、そういった定期的な事業としての取り扱いというのはないところでありまして、読み聞かせの重要性といいますか、保育所部門での手薄な部分というのは、今後1年間の保育計画の中にどう取り入れていくかも含めて検討できる部分があるのかなとは考えます。現場と十分な話し合いを行っていきたいというように思います。

●委員長（音喜多委員） 13番。

●室崎委員 わかりました。

保育所の保育士さんたちもプロですから、非常にそういう意味でプライドも高いと思うんです。だから、自分たちのやっていることで十分なんだというような意識があるのかもしれない。それはそれで結構だと思います。

ただ、読み聞かせとか、本のことに限っては、情報館はプロなんですよ。だから、そういうものをまたどんどん取り入れて、自分たちの保育の内容を高めるといって、やはり柔軟な姿勢は当然お持ちだとは思いますが、そういうものを進めていただきたいて、これは特にお願いしておきます。

それで、あと一、二点お聞きしますが、ブックスタートという事業があります。これは前にも議会で説明していただきましたので、その内容等については端的で結構ですが、それがどういう効果あらわれているというふうに今考えていらっしゃるか、特に効果を中心にして。

それと、もう一つは、いわばブックスタートというのは人生の日の出の部分ですよ。日の出があれば、必ず日の入りがありますよ。それで、今回の議会には後期高齢者なんという言葉まで出てきているんですが、いわば人生の終わりに近い時期を迎えられた方々、お年寄りの方々に対する読み聞かせというものが、これがまた非常に効果を上げているという話も聞いているんですが、先ほどもボランティア団体の話も出てきていましたので、これは情報館一人だけでやっているのでは、もちろんないと思いますが、簡単にどんなことをやっていて、どんな効果を上げているのか、この2点についてお聞きします。

●委員長（音喜多委員） 情報館長。

●情報館長（小杉館長） ブックスタートのことでございますが、簡単にいいますと、4

カ月児の赤ちゃんとそのお母さん、あるいは保護者に絵本を読み聞かせる。それから、絵本というのはこんなに楽しいものだということをお話する、メッセージを伝えながら絵本を配布するということでございますけれども、これはきのうあたりからちょっと話題になっています子供の活字離れだとか、それから子供の携帯だとか、いじめだとかというふうなことが話題になっていますけれども、そういうものというのは私は言葉の問題に尽きるというふうに思っております。

どういふことかといいますと、結局みんな視覚文化ではないかと、目に見える文化だと。そこで忘れられているのは、風の音を聞くとか、海の音を聞くとかといった声を伴った言葉を忘れている。そういう文化が今の視覚文化だというふうに思っております。

ですから、ここで本物の言葉を子供たちにどう提供するのか、子供たちに言葉をどう獲得させるのかということが大変重要になるんだというふうに思っております。ですから、ブックスタートについても、単に大きくなったら国語の勉強ができるようにするために赤ちゃんに絵本を読ませるわけではないと。大人と子供の間にゆったりとした時間をつくって、その中でシャワーのように本物の言葉が出てくる、そういうことが絵本の読み聞かせの中にはあるんだというメッセージを伝えていくということが、ブックスタートの本質だというふうに思っております。

ですから、平成16年から行い増し、本年、4年たちましたけれども、そういう本質的なことからいうと、具体的にどう成果が上がったかということというのは、手に取るように目の前に出せることはできません。ただ、情報館のカウンターでお客さんを相手にしていく中でいいますと、絵本の貸し出しが四、五年前より確実に多くなったなど。それから、若いお母さんたちが確実に情報館に来るようになったなど。

それから、16年度のブックスタートの参加者を対象にして、例えば今正確な数字ではございませんけれども、90人くらいブックスタートの参加者いたとしたら、何人くらい情報館に登録しているのかというところを見ましたら、たしか六、七十人が登録しているということから見ましても、少しずつ地道ながらブックスタートの成果が上がっているんだなという、そういうことでとらえております。

それから、第2点目の高齢者の部分につきましても、これは先ほど委員から生涯学習のお話ございましたけれども、赤ちゃんからお年寄りまで、それを対象にしていろいろなことをやるのが生涯学習だと。情報館、図書館活動も生涯学習活動の一つだとすれば、そういう高齢者向けのサービスをどう展開していくのかということも、とても重要だというふうに考えております。

具体的には、社会福祉協議会と連携しながら、介護教室の中でお年寄りに読み聞かせをやったり、それから回想法を使った遊びの時間をつくったり、それから映画鑑賞をしたりというふうなさまざまな形でサービスを展開しております。

それから、もう一つ、とても重要なポイントでございますけれども、先ほど話にも出ました読み聞かせボランティアグループ、小さな絵本箱のお母さんたちがデイサービス、それからグループホームなどでお年寄りを相手に読み聞かせをやったり、遊びを取り入れたいろいろなことをやったりしている。これは、本当は情報館の職員も一緒に連携しながらやらなければならないことなんでございますけれども、窓口手薄になるということで、今現在は小さな絵本箱のお母さんたちが主軸になってやっておりますけれども、

これも本来からいえば情報館活動にとってとても大切な事業だというふうに思っておりますので、これからも情報館のサービスの中にお年寄りを対象にしたいろいろな事業を展開していきたいと、そういう考えでおります。

●委員長（音喜多委員） 福祉課長。

●福祉課長（土肥課長） 保育所での読み聞かせの推進ということでございます。

今、情報館の館長のほうから、厚岸町の情報館については全道的にも全国的にも評価が高いというお話でございます。子育て支援センターでは、当初、職員の派遣をいただきながら読み聞かせという事業を行ってきましたが、その延長上にある保育所の中での一定的な活動というのは、今まできちんとした形はなかったのかなと思いますが、そういった評価の高い厚岸町の情報館の指導を受けながら、どういったことができるのかも含めて、年間保育指導の検討の中でどれだけ取り入れられるのかわかりませんが、情報館の専門の方に指導を受けたいなど、このように考えます。

●委員長（音喜多委員） ほかがございせんか。

（な し）

●委員長（音喜多委員） 進みます。

6 項保健体育費、1 目保健体育総務費。
10 番。

●谷口委員 新年度から、僻地の学校等に A E D を配置するという計画だったんですが、これは予算はどこを見れば出ているんですか。

●委員長（音喜多委員） 総務課長。

●総務課長（田辺課長） 19 年度において購入、全部で 6 カ所、うち 5 カ所が学校という消防署からの距離のある学校ということで購入しております。20 年度においては、当初予算においての事業計上はございません。

●委員長（音喜多委員） ほかがございせんか。

（な し）

●委員長（音喜多委員） 2 目社会体育費。
4 番。

●高橋委員 社会体育費なんですけれども、宮園公園のパークゴルフ場の整備の関係でお

尋ねをしたいと思います。

これはあれですか、ここに管理棟を設置するということなんですけれども、この場所についてはどうなんでしょうかね、日影とか、そういった面を考えての設定であろうかと思うんですけれども、内容から見ますというと何かしらすばらしい、小上がりなども用意してというような休憩室を併用した形でつくるような設計になっているようですが、これあれですか、19年度の使用料の収入についてはどのくらいあったのか、あるいはまた20年度については、その使用料の収入見込みはどの程度を見込んでいられるのかもお尋ねをしたいと思います。

●委員長（音喜多委員） 体育振興課長。

●教委体育振興課長（松浦課長） 宮園公園パークゴルフ場施設整備事業の関係につきましてご答弁申し上げたいと思います。

本日、参考資料として配付させていただきました。表のほうは位置図でございますけれども、説明する前に若干字句の訂正というか、ここでは管理棟建設位置というふうに表記しておりますけれども、これはセンターハウス建設位置というふうにご訂正をしていただきたいと思います。

それと、裏は平面図というか配置図、図面なんですけれども、一番左側にアスファルト舗装という表記がございますけれども、ここはB Gの武道館でございます、これについても大変申しわけないんですけれども、訂正をお願いしたいというふうに思います。

それで、お尋ねの場所の位置でございますけれども、この表の図面でも斜線で示してございますけれども、この場所は現在、宮園公園パークゴルフ場のプレハブの管理棟が建っている場所でございます。これはご承知のとおり、平成16年の有料化に伴って建てたものでございますけれども、当時からこの場所が位置的にも一番適当ではないかという判断で、ここに建てたものでございまして、ことし建設するセンターハウスにつきましても、このプレハブを一時移設をして、この場所に建てると、このような考え方でおります。

それから、2点目の19年度の使用料の関係でございますけれども、19年度の使用料の実績でございますけれども、総体で222万4,000円ということでございます。それで、平成20年度の見込みについてもお尋ねでございますけれども、平成20年度につきましては19年度と同額を見込んでいますと、こういうような状況になってございます。

●委員長（音喜多委員） 4番。

●高橋委員 大変わかりやすい説明をいただきましてありがとうございます。

私は、ここでまたお願いしたいのは、こういった設備投資も必要なんですけれども、プレーを楽しむ方々はやはりコースの整備については、もっともっと他町村に負けないぐらいの整備を図っていく必要があるのではないかなと、こう思っております。そういった意味からも、この管理棟の設置については、まだ後でも間に合うのではないかなと、こういう考えからお尋ねをしたわけでありまして。答弁については要りません。

●委員長（音喜多委員）　ほか。

12番。

●岩谷委員　このパークゴルフ場、大変、課長におかれましては、3月いっぱいで一応退職ということで、長い間どうもご苦労さまでございました。

昨年度におかれましても、芝生については今までにない芝生であって、皆さんが大変喜んでおります。また、この管理棟につきましても、皆さんがそれぞれに待望した管理棟で、町長さんの特段の、それこそ大変なるご厚意の中で建設ということで、本当にありがとうございました。

それで、このセンター、これは何月ごろに一応工事にかかる予定になっているか、ちょっとそこら辺を教えてくださいたいと思います。

●委員長（音喜多委員）　体育振興課長。

●教委体育振興課長（松浦課長）　センターハウスの工事の関係でございますけれども、これから実施設計あるいは発注という行為につきましては、体育振興課ではなくて建設課のほうにお願いせざるを得ないんですけれども、私どもで今、建設課のほうとも打ち合わせさせていただいている中では、7月の上旬から約3カ月の工期を見て、10月の上旬までに完成をさせたいということで、今打ち合わせを進めているところでございます。

●委員長（音喜多委員）　12番。

●岩谷委員　このセンターについては、この議会で恐らく決まりましたら、なるべく早目に、そして10月ごろというところかなり遅くなりますね、それより早くできないものか、そこら辺はやはり建設課とのいろいろな打ち合わせもあるんですけれども、これ待望のハウスになりますので、去年からそういうお話がありまして、皆さんそれぞれに恐らく4月か5月にもう工事かかって、シーズンに入ったらすぐに使えるような状態ということで考えているんですけれども、それは無理としてもね、できる限り早くやってほしいということは一応要望しておきます。

それと、この建設に当たって、備品がどのくらい予算に入っているのか、ちょっとそこをお教えいただきたいと思います。

●委員長（音喜多委員）　体育振興課長。

●教委体育振興課長（松浦課長）　お答えいたします。

工事期間の関係でお尋ねでございますけれども、先ほども申し上げたような状況で、新年度入りまして実施設計等を組む、さらにはそれをもとに再度パークゴルフ協会なり、愛好者の方々と打ち合わせをして、そごのないようにしたいということでございますので、その辺をにらんだ中では、どうしても工期が7月の初めになってしまうというよう

な状況で、私どももこのセンターハウスのオープン記念大会をぜひやりたいというお話も聞いておりますので、10月の中旬あたりにはそういった大会もできるのではないのかというふうに思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

それと、備品の関係でございますけれども、備品は92万8,000円予定してございまして、これはコインロッカーあるいはドリームチェア、それから座卓、小上がりで使う座卓等々の備品でございまして、数量につきましてはできるだけ余り多く物を用意しないということで、実は必要最低限のものに限定させていただいております。それで、もし足りないというような状況があるとすれば、ほかの社会体育施設の中で流用できるものがあればそういったもの、あるいは学校廃校の備品で使えるもの等があれば、そういうものは今後活用していきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

●委員長（音喜多委員） 12番。

●岩谷委員 大体内容はわかりました。オープンが恐らく、7月からスタートして10月ごろということで、皆さんそれぞれに待っています。

それで、一応定年になりますけれども、大変備品関係につきましては財政多難な折、中のいす等にもつきましても、この前、厚静小学校の閉校式に呼ばれたんですけれども、あの学校の中でパイプいす等につきましても、使えるものがたくさんあるのではなかろうかと、そう私も考えてきたんですけれども、もしそれができれば、教育委員会の担当とお話して、事務所の中のいす等について、このスペースであればかなりのいすが新たに必要になると思うんですよ。恐らく、これだけの施設であれば、地方から来ても100人単位の会員さん、あるいは愛好者が入れるような状態になると思いますので、なるべくそういうものを利用しながら、備品等についてやっていただきたいと思います。これはあくまでも私の提言です。

そして、外に置く分のチェア関係につきましては、これはやはり景観、外観から見ても新しいものをある程度用意してあげながら、中のほうのいす関係については、かなり脚数が多くなりますので、そういうものを利用しながら、ある物を利用して使っていただきたいと思います。そこら辺についてちょっとお聞かせいただければと。

●委員長（音喜多委員） 体育振興課長。

●教委体育振興課長（松浦課長） 備品の関係で再度お尋ねでございますけれども、私どもが想定している休憩室の利用の方法でございますけれども、例えば天気の悪いときに閉会式をやったりする場合は、恐らく立って詰めれば120人くらいは収容できるだろうというものでございます。これは、あくまでも休憩室でございますので、会議室でございませぬので、100人なり120人分のいすを用意する実は必要がないのではないかということで、私どもで今考えているのは休憩室の中には24個のいす、それからさらに外にも置くように24個ということで、実は合わせて48個を想定してございます。それで、もしそれが不足するような状況にあるとすれば、先ほど私申し上げたような対応を図っていき

たいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

●委員長（音喜多委員） 12番。

●岩谷委員 よくわかりました。

このいすにつきましては、厚静小学校のそれこそ閉校式において、今の8番議員さんの中屋さんといろいろ見てきたんですけれども、いやこのいすも使えると、そういうものを利用しながら、このセンターについてはしていただきたいなというので、話はしてきたんですよ。だから、もし利用のできるものであれば、そういうものを大いに利用しながら、そしてシーズンに向けて、前年と同じに草刈りについても、それなりの気を配って、皆さんの喜ぶような施設にしていきたいと思います。答弁は要りません。

●委員長（音喜多委員） ほかがございませんか。

（な し）

●委員長（音喜多委員） 進みます。

3目温水プール運営費。4目学校給食費。

4番。

●高橋委員 学校給食費の関係でお尋ねをします。

先般も、当委員会のほうで教育長からお話あったり、あるいはまた管理課長からお話ありましたけれども、センターそのものはかなり古いわけですよ。それで、私が心配しているのは安全性の徹底、あるいは食材の安全性の強化を図るため、食中毒の防止対策の強化を図りたい、さらには地場産品の活用を広めたいと、こういった具体的な施策を掲げているんですけれども、特に地場産の商品を扱う場合には何と申しましょうか、あの施設ではなかなか手狭なものがあろうかと思います。

それで、教育長にお尋ねするんですけれども、この給食センターについてはどうなんですか、調査費などは計上できるような形になるというか、そういった取り組みは考えていらっしゃるのでしょうか、お尋ねをします。

●委員長（音喜多委員） 管理課長。

●教委管理課長（米内山課長） ご心配をいただいております学校給食センターでございますけれども、質問者おっしゃるとおりかなり老朽化が進んでいまして、毎年修繕費をかけて何とか維持をしている状況でございます。

それで、調査費というお尋ねでございますけれども、実はそういう施設状況の中で、既に私どもは改築に向けた調査といたしますか、そういうものは既に進めてございます。その中でいろいろな問題点、特に一番大きなのは財政的な問題があるわけですが、この問題が何より解決しないことには前に進まないということで、この財政面でどうい

うふうに改築に向けていけるのかという研究は、これからもずっと進めていかなければなりませんし、ただ一定程度の考え方としまして、本実施計画の中で平成22年に基本設計を提示をさせていただいております。そこまでの中へ、もう少し建設費の部分も研究しながら、この基本設計に向けてまいりたいというふうに考えてございます。

●委員長（音喜多委員） 4 番。

●高橋委員 いずれにしても、今、管理課長がおっしゃったように、そういった形でもって早急に取り組まなければ、やはり今の食の安全からいって、あの施設では私は十分ではないと思います。いろいろな意味からいって、法の遵守を守るためには、今のままでは非常に不安があるかと思います。まず、この点から施設の改善というか、施設の新設というか、それをひとつ重点的に取り組んでいただいた上で、食の安全に対するいろいろな定義をしっかりと守ってやっていただきたいと、このように考えております。よろしくお願いします。

●委員長（音喜多委員） 管理課長。

●教委管理課長（米内山課長） ご質問者おっしゃるとおり、食の安全に対しましても、施設が占めるウエートもかなり大きいものがあります。我々一番心配しているのは、今方式としてドライ方式であるべき調理室がウエット方式で、依然まだそういう状況にあると。それから、作業スペースについても、汚染区と非汚染区の区分けが明確にできないというようなこと等々ございまして、やはり今回の学校給食センターの建替計画の検討の中にも、当然それらの部分を入れる中で取り進めておりますので、何とか実現に向けて努力してまいりたいというふうに考えております。

●委員長（音喜多委員） 4 番。

●高橋委員 どうもありがとうございました。

●委員長（音喜多委員） ほかがございせんか。
2 番。

●堀委員 私のほうは、学校給食費の助成についてお伺いしたいと思います。

今回、学校給食費助成として200万円上がっているんですけれども、この助成することとなった経過、背景と。あと、この200万という助成の算出基準というのを、まず教えていただきたいと思います。

●委員長（音喜多委員） 管理課長。

●教委管理課長（米内山課長） 今回、学校給食費の助成ということで200万円を計上させ

ていただいております。この経過でございますけれども、最近報道されていますように原油価格の高騰によります穀物を初め、多くの原材料が値上げしている状況があります。当然物価が上がる中、当町の学校給食費も例外なく値上げせざるを得ない状況に実はございます。

しかし、新聞報道でございますように、これから上げる町村が27市町村ある、それから見合いしている、要は検討しているが、どれだけ上がるのか見極めたいという町村も30町村ほどございます。そのような中で、私どももこの物価高、それから材料費がどこでとまるのかということが想定できない中で、値上げに関してはかなり不安を持ってございました。

それと、もう一つには、実は本町の給食費というのは、釧路市に次ぎまして管内では高い状況にございます。これは、なぜ高いかということの一番大きな原因は、実はパン食の割合が多いことにございます。ほかの町村と比べますと、パン食と米飯の比率がちょうど逆になっています。パン食は実は相当高い価格でございます。米飯にすることによって、主食についてはもう3分の1近く落ちるといようなことが実はあります。本来的に、こういう状況で米飯をふやすことができるのであれば、もう少し頑張れるのかなというところも実はあります。

がしかし、こういう施設上の問題で、実は米飯をふやすことができないというような経過の中では、やはり全部の児童・生徒、学校給食を利用されている方々に負担していただくのはどうなんだろうということの中で、町長の決断を持って予算措置させていただいたものでございます。

それと、200万といたしますと、食数と、それから年間の営業数を考えますと、約1食当たり9円50銭程度になります。実は、この値上げを検討した際に、給食センターでは当初15円の値上げが必要だというようなことで試算されました。

しかし、やはり15円という幅はどうしても大きいという中で、いろいろなやりくりをする中で、そうしたら上限何ぼくらいで上げて済むかという中では、10円という値段が出ました。この10円を基本にして、155食、年間200日というような中で9.5円ですけれども、大体200万という価格の中で何とかなるだろうというふうな数字でございます。

●委員長（音喜多委員） 2番。

●堀委員 そうすると、今回の食材費の高騰というのが今の段階でおさまるかどうかというのも、当然わからないという中で、この200万という助成というのが平成20年度だけで終わってしまうものなのか、それとも私が聞いた中では1食当たり小学生で207円かな、あと中学生が257円というふうに私はちょっと聞いていたんですけれども、あくまでも町のほうとしては小学生と中学生の負担というものを、保護者負担というものをこれ以上上げないというふうなもので考えているのか、いずれはやはり、例えばことしは200万出したけれども、来年は上げるんだとかというふうなことをちょっと教えていただきたいんですけれども。

●委員長（音喜多委員） 管理課長。

- 教委管理課長（米内山課長） 基本的には、保護者負担をできる限り抑えたいというのが考え方であります。その中で、今回助成ということになりましたが、同じような状況であれば、また補助金についてはお願いしていききたいというふうに思っておりますし、ただいつまでもこのままでいいというふうには考えておりません。先ほど言いましたように、パン食から米飯に切りかえることでコストの削減が図れるのであれば、そちらのほうの研究もやはり必要だというふうにも考えていますし、今年度においてその可能性を探ってまいりたい。

それから、それだけではなくて、メニューその他、各町村からもいろいろな資料を今徴収してございます。なぜ安くでき得るのかというようなことの一つ一つの検証の中で、できれば経済的にコスト減になるものについて、できるだけ取り入れる中で保護者負担も抑えていききたいというふうに思っていますので、できれば今の207円、中学生で254円でございますけれども、この価格を何とか維持してまいりたいというふうには考えてございます。

- 委員長（音喜多委員） 2番。

- 堀委員 そうしたときに、保護者として一番心配になるのは、栄養的には確かにある程度はメニューといった中で工夫した中では、栄養的には確保はできるんでしょうけれども、やはり味的なものとか、品目、品質というか、そういったものが落ちてしまうのではないかという懸念というのが1つあります。

今回の食材費の高騰というのは、一つのいいむしろきっかけだったのではないかと、今の給食センターの状態がどうでというのものも、やはりそういうのは保護者、PTAのほうにも投げかけるべきだったのではないのかなというように私は思うんですよ。今回そういうのがなくて、この200万というのがボンと出てきているといった中で、そうすると例えば来年いざ上げようとしたときにも、いやそれは去年も出したんだから、ことしも出してくれよ、またその次も、その次もと、いつまでたっても給食センターの本質的な問題というものにですね、先ほど高橋委員のほうの質問の中でも、22年の基本設計、調査設計が23年にやっても、早い段階でも24年、完成するとしたら25年で、使うのは26年かとかという話にもなったときには、それまでの間、それでは今の価格で、今の味で、今の品質、栄養でというものが確保できるのかというのが非常に不安になると思うんですよ、保護者として。そういうもののいい機会、こうやって結果的に出されるのは本当に保護者としても大変ありがたいと思うんですけども、投げかけというものはやはりあってしかるべきだったのではないのかなと私は思うんですよ。

それと、中でも本当に来年以降、何とか200万という、先ほど管理課長が207円と254円というのを何とか維持したい、私方保護者としても、それを維持していただきたい。なおかつ、味、品質、質というものも維持していただきたいというものを強く要望するところなんですけれども、その点についてはどうでしょうか。

- 委員長（音喜多委員） 管理課長。

●教委管理課長（米内山課長）　まず1点目の、こういう状況の中では味ですとか、質的な問題だというふうに思いますが、これが落ちる懸念があるのではないかとということですが、もちろん学校給食センター、他館といいますか、いろいろな町村で報道等を見る限りでは、この原材料の高騰による学校給食の運営に関しましては、いろいろな方策をとってございます。それは質であったり、量であったりというようなことでは報道をされているのは、私どもも知ってございますが、私ども給食センターにおいては、基本的には質、量を変えることなく、今のところは進めてまいりたいというふうには考えてございます。

それと、委員おっしゃるように、上げるということに関しての問題提起は、やはり保護者の方にもするべきではなかったかとのご質問でございますが、私どももそれを全面否定するわけではございません。逆にいえば、今後上げる機会が訪れないとも限りません。当然そういう段階では、早いうちにそういう説明をしていく必要はあるだろうというふうに考えています。

ただ、学校給食費の決定につきましては、学校運営委員会を通して決定していくわけですが、教育委員会が学校給食費の諮問をする中で答申をうけて決まるというような決定内容でございます。その委員会の中では、やはり受益者負担という部分で応分の負担も考えられるというような意見も出たようでございます。当然のことだというふうに思います。

ただ、今の経済情勢の中、いろいろな先ほど言いましたように保護者負担が学校全体としてはふえる状況にありますし、逆に家庭の経済状況が悪化する状況にある中、やはりできる限り抑えたいという中での予算措置であることをご理解いただきたいというふうに考えます。

●委員長（音喜多委員）　2番。

●堀委員　わかりました。

最後に、これはひとつ提言というわけでもないんですけれども、現在、学校給食費会計というのは私費会計ですけれども、そういった中で給食の質やレベル、味や何かを今後も維持していく。また、昨今言われている食育といった中では、地場産品を積極的にメニューの中に取り入れるといったものを考えたときには、食材費的にはどんどん、また国内産もどうしても使わざるを得ないというような昨今の状況ですから、どんどんどんどん上がっていくといったときに、いかに維持されるかといったときには、今私費会計である給食会計、やはりこれを公費会計に移すと。そういった中で、例えば条例の中で給食費というものをしっかりとった中で、不足分は公費として賄っていくというのも、これは検討していく必要があるのではないかと。

この公費会計で当然やっている町もありますでしょうし、厚岸町のように私費会計でやっている町というのもあると思います。一長一短、どちらがいい悪いというのは確かにあるとは思いますが、私だと例えば今の私費会計であれば、給食費の負担というものが振り込みになっているんですけれども、振り込み手数料が親負担だというふ

うにもなっている中では、なかなか私も納得いかないという部分もあるんですけども、そういうのも含めた中で今後安定的な給食事業をやっていくといった中では、私費会計から公費会計のほうに移行というのは検討していただきたいものだと思うんですけども、どうでしょうか。

●委員長（音喜多委員） 教育長。

●教育長（富澤教育長） 私のほうからは、給食費の私会計の部分についてお話をさせていただきます。

一番、私会計、公会計、いずれもそうですけれども、給食費の滞納問題というのが非常に大きな問題になっていると思います。特に、公費会計の場合、言うと変ですけれども、いわゆる滞納があっても、先ほど委員お話あったように、ある意味で滞納部分で公費から補てんできるというふうな中で、かなりの多くの自治体がその滞納を漫然と言ったら悪いんですけども、減らすことができないというふうな現状があらうかと思うんですよ。

厚岸町の場合は、幸い非常に学校が個々、小さいというか、都会のように大きくないというせいもありますけれども、非常に学校と給食センターが連携をとる中で、いわゆる滞納、過年度分をほぼゼロにしてきておりますし、今年度についても現年度の部分についても、出そうなときに、結局ためてしまうと払えないというのはどうしても出てくる。だから、たまらないうちに何とか手を打って、少しでも入れていただく。

確かに、公費会計のいい点もございますけれども、僕は原則、食べるものについては、材料についてはご負担いただくという中で、その中で現在回せているという状況の中では、私会計の場合の支払いが円滑に行われるですとか、こういう部分については地元の小さな商店さんだとか、いろいろなところから納品しているという意味からいいますと、支払いが円滑に行われることも給食費をうまく回していく中では、業者に負担をかけないという意味で大切なことだろうと思いますし、現在滞納については学校とともにほとんど出さないような状況で進んでいる中では、私は私会計で今のところ問題ないのではないかというふうな形で考えております。

●委員長（音喜多委員） 2 番。

●堀委員 私費会計、公費会計、確かに一長一短あると思います。先ほど言ったとおり、今、教育長のほうでもやはり。

ただ、滞納処分というか、公費になるから滞納がどうしてもふえてしまうんだというのは、それは単なる言いわけでしかないわけですし、きちんと今と同じような対応を給食センターのほうで、担当者としてのきちんとした収納努力というものをしていく中では、公費になっても滞納には、どうしても甘えやすい環境にはなるとは思うんですけども、それは十分対応可能ではないのかなというような中で思います。

いずれにしても、子供方の食べるもの、私ら P T A、親としまして、子供方の 1 食といったものを賄っていただける学校給食というものには、非常に頼るものがあります

し、また今後もしっかりとしたいいいものを子供方にもやはり食べさせていただきたいというのが第1の願いですので、今本当にこういう苦しい時期だとは思いますが、そういった中でも私方父母、PTAとかにももっともっと相談していただければ、そうした中で町と父母、また給食センターとが本当に考えて、学校給食の今後というものをもっと考えられるようにしていただきたいなというふうに思いまして、私の質問を終わらせていただきます。

●委員長（音喜多委員） 教育長。

●教育長（富澤教育長） ことし初めて、厚岸カキ御飯という形で地場産品を使わせていただきました。大変、子供たちにも好評だったということもありますし、産業団体からも、いやこれは健康にいいですよねということでお話をいただいております。今後も、海のほうだけではなくて、山のほうも含めて、地元の産品を取り入れた給食を進めてまいりたいというふうに思います。

もちろん、そういう中では食材として少し高価になる部分も出てこようかと思うんですけども、今の段階でもできるだけ吸収して、その分を吸収する中で、何とか今の金額を維持していく必要があるかなと。委員おっしゃるとおり、給食に頼る部分といったら変ですけども、非常に不規則な食事が多くなっている、あるいは手づくりのものが少ないという中では、食育の中での給食の担う位置づけも大きくなっているんだろうというふうに思っています。その辺含めて、学校そして保護者の方も一緒に入って給食を考えられるような、そういうふうな環境をつくってまいりたいというふうに思います。

●委員長（音喜多委員） ほかがございませんか。
10番。

●谷口委員 今ちょっと話聞いていて気になったんですけども、この給食費の今回の200万の私会計への助成なんですけれども、今非常に物価が激しく高騰していますよね、その要因はさまざまな要因があって、我々が輸入しなければならない相手国の事情等がいろいろあって、それによる高騰が一番の要因ではないのかなと、価格問題からいろいろ全部含まれてね。

それで、この問題はある意味、一時の問題かもしれないし、今後どうなっていくのかということは全く今わかりませんよね。そのあたりを見極めるために、今回は町長の英断もあって、こういう方向になったのかなというふうに思うんですけども、もし物価等が落ち着いて、また以前のようになれば、当然これは必要なくなるわけですよ。この際だから、給食費上げなければならないのではない、乗っかっているのではないと思うんですけども、それを最後、いいですか。

●委員長（音喜多委員） 教育長。

●教育長（富澤教育長） 私自身も、今回の原油高による諸物価の高騰というのは、ある

意味原油がないのではなくて、投機的な意味での世界的な原油高という部分もございまずから、いつまでこの部分が高どまりしているかというのは、やはり状況を見なければならぬと。その中で、他町村でも、かなり厳しい中でももう少し様子を見るというふうな部分ももちろんあります。

委員おっしゃるとおり、この物価がおさまって、いわゆる254円、207円という金額でやっていけますというふうなところまでおさまってくるという状況の中では、現状の給食費を維持しながら補助金について下がっていくということは当然考えられる、そのように押さえております。

●委員長（音喜多委員） 進みます。

11款1項公債費、1目元金。

10番。

●谷口委員 今回の町債の償還金なんですが、112億ぐらゐの残りがあゐるわけですねけれども、今回償還する分の利率、これはどのぐらゐの利率だったのか。それから、今後高い利率の残りの町債が、例えば今年度は5%以内というふうになっていゐますけれども、それをはるかに超えるようなものがまだあゐるのかどうなのか、その辺についてお尋ねをしたい。

●委員長（音喜多委員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） お答え申し上げます。

町債の元金の内容でございまして、利率別の積み重ねについては、今ちょっと手元に資料がございせん。大変申しわけございせん、今用意いたします。

それから、利率の一番高いものということ、その前に元金につきましては18年度までの借り入れ済み分でございまして、なぜかといゐますと、19年度につきましては5月の出納閉鎖までの借り入れということとございまして、20年度は基本的には元金の償還が出てこないということです。

それでは、利子ではないので利子のほうは省略いたしますが、6%以上のものがあるかということとございまして、これにつきましてはちょっと時間をいただいて、決算会計ベースになりますけれども、いわゆる18年度の決算統計ベースになりますけれども。

●委員長（音喜多委員） 休憩します。

午後2時30分休憩

午後2時32分再開

●委員長（音喜多委員） 再開します。

税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） 貴重な時間、大変申しわけございません。

利率につきまして6%以上、厳密にいきますと6.6%から一番高い利率のもので7.3%、28件の起債借入れ実行をしているものでございます。

●委員長（音喜多委員） 10番。

●谷口委員 今回、償還分には6.6%から7.3%というのも含まれているんですか。

それと、もう一つは、この112億の中にどのくらい含まれているんですか、金額でちょっと。

●委員長（音喜多委員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） お答え申し上げます。

今回の元金の中には、当然この6.6%から7.3%も、ここに含まれてございます。

それから、幾ら占めるかと、今計算機ここでたたくのは。

たたきますか。

●谷口委員 要するに、28件ということだね。

●税財政課長（佐藤課長） 28件。18年度末残の金額なんですが、残高は出ているんですよ。私計算遅いものですから、ちょっと時間いただければあれですが、残高出しますが。

ちょっと済みません、18年度の決算統計ベースで。

●委員長（音喜多委員） 休憩します。

午後 2 時34分休憩

午後 2 時35分再開

●委員長（音喜多委員） 再開します。

税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） 大変申しわけございません。

一般会計ベースで6%から7%超の現在高、18年度末現在高でございます。3億1,517万9,000円となっております。それで、これに19年度の借入れが実行された際に、例えば6以上のもので借りたとすると上乘せになると。6以上のものはないというふうに考えておりますけれども、このような状況になっております。

●委員長（音喜多委員） 10番。

●谷口委員　それで、この28件の中で最長のものが何件あるんですか、どのくらいになるんですか、今現在。

●委員長（音喜多委員）　税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長）　町起債で最長のものということでございますが、残っている部分で今6.6以上のもので、資金区分にもよりますが、最長のもので義務教育施設整備事業債の25年の3年が最長で、これは59年度債ですので、償還終了が21年の予定でございます。

●委員長（音喜多委員）　10番。

●谷口委員　そうすると、もう少し頑張れば高利のものはなくなっていくというふうに考えればいいんですか。

●委員長（音喜多委員）　税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長）　お答え申し上げます。

6.6から7.3の範囲の中で最長のものもございしますが、要するに先ほどの最長は私、多分今勘違いしてご答弁申し上げたと思います。借り入れ期間の最長ではなくて、一番返し終わる最長のことだとすると、平成26年に終わるものが最後の高い金利の中のものございまして、平成26年でこの高金利のものは償還済みになるということでございますので、ご理解賜りたいと思います。

●委員長（音喜多委員）　進みます。

2目利子。3目公債諸費。

12款1項1目給与費、ございませんか。

（な　　し）

●委員長（音喜多委員）　13款予備費、1項1目予備費、ございませんか。

（な　　し）

●委員長（音喜多委員）　347ページから351ページまでは給与費明細書であります。ございませんか。

（な　　し）

●委員長（音喜多委員）　以上で歳出を終わります。

次に、1 ページの第2 条債務負担行為について、6 ページの第2 表債務負担行為と352 ページから356ページまで、債務負担行為に関する調書についてございませんか。

(な し)

- 委員長（音喜多委員） なければ、次に1 ページに戻っていただいて第3 条地方債、7 ページの第3 表と357ページの地方債に関する調書について、ございませんか。

(な し)

- 委員長（音喜多委員） なければ、次に1 ページの第4 条一時借入金、ございませんか。

(な し)

- 委員長（音喜多委員） 総体的にありませんか。

(な し)

- 委員長（音喜多委員） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」「異議あり」の声あり)

- 委員長（音喜多委員） ここで、異議がありますので、討論ありますか。

これより討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

10番。

- 谷口委員 私は、議案第1 号 平成20年度厚岸町一般会計予算について反対の討論を行うものであります。

本予算につきましては、平成20年度財政計画の一定の改善方向が示された中での予算編成であります。以前の小泉内閣当時の構造改革路線、三位一体改革路線を踏襲し、地方財政の抑制路線は昨年の参議院選の結果から、地方再生対策費により地方交付税が若干増額となったとはいえ、毎年減額されたものを取り戻すにはほど遠いものがあります。また、歳出抑制では地方公務員の減、投資的経費単独の30%減を見ているところがあります。

当町においては、町職員の給与削減など、人件費の抑制や基金の取り崩しにより、何とか歳入を確保したものであります。新年度の厳しい予算の中で、特老短期入所施設の増床、真龍小学校のグラウンド整備や学校給食費では小麦などの高騰に対する給食会計

に対する補助を行うなど、評価できるものもありますが、妊婦健診の受診回数をふやすなど住民要望の実現にこたえ切れておりませんし、今最も弱い立場に置かれている、そのしわ寄せが強くあらわれているお年寄りの方々、この4月から始まる後期高齢者医療制度は、その代表的なものであります。これらに対して、きちんとした対応をとっていただきたいのと同時に、無駄な公共事業を進める道路特定財源暫定税率容認など、私としては認めることができないものも含まれております。

このようなことから、個別的には賛成できるものもありますが、部分的に賛否をあらわすことができませんので、私は本案に反対をするものであります。

以上であります。

●委員長（音喜多委員） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

11番。

●大野委員 議案第1号 平成20年度厚岸町一般会計予算案について、私は賛成の立場から意見を述べるものであります。

国は、平成16年度から三位一体の改革により、国庫補助負担金の削減、地方財源の根幹をなす地方交付税の徹底した抑制策、平成19年度から税源移譲、さらには新型交付税の導入など、いわゆる骨太の方針2004から始まり、本年度まで徹底した財政改革を実施してきているところであります。これにより全国の地方自治体、特に小規模な町村は歳入の大宗を占める地方交付税の大幅な削減と税収の伸び悩みにより、戦後の高度経済成長期以降最大の危機的財政状況に追い詰められているところであり、厚岸町も同様の状況下にあります。

こうした財政的に逼迫した中にありながらも、平成20年度予算案では昨年に引き続き、人件費を初めとする経常経費の縮減など実施する一方、子育て支援対策事業の継続実施、高齢者対策として特別養護老人ホーム心和園整備事業、食材高騰に伴う保護者負担軽減のための給食費助成、住みよいまちづくりとしては床潭末広間道路事業など、大型事業の予算化をしつつも、臨時財政対策債を除き実質的な起債を3億3,730万円に抑制するなど、極めて厳しい財政状況の中にあっても、できる限り後年度に負担を残さないという方針を断固たる決意で貫き通し、73億円台の積極予算を組み、赤字予算を回避し、かつ平成20年度決算から適用される地方公共団体の財政健全化に関する法律による連結決算等の黒字化を視野に入れた予算編成を行っているところであります。

若狭町長は、戦後かつてない危機的財政状況を乗り切るため、安定的、持続的な財政運営を行っていくと同時に、厚岸町の発展をしっかりと見据えた新しい総合計画づくりを本格化させ、将来にわたり行政サービスが町民の皆さんに限なく、細やかに行き届くよう、既成概念にとらわれることなく、財政基盤の確立を再重点に置いた予算編成に最大限の配慮をし、どんな難局にも町民の皆さんと力を合わせ、各種施策に取り組んでいくという強い意思と強力なリーダーシップは、今町議会の質疑の中でも明らかになったところであります。

平成20年度一般会計予算は、町民の皆さんの幸せを実現するため、若狭町長が町政執行方針で示された5項目の主要な施策を推進する基本姿勢をしっかりと反映させた予算

となっていると思います。そこで、本予算案については賛成であり、この執行によって自立したまちづくりへの展望が開けることに大きな期待を寄せるものであると思います。

以上、賛成意見といたします。

●委員長（音喜多委員） ほかに討論はありませんか。

（なし）

●委員長（音喜多委員） これより起立により採決を行います。

お諮りいたします。

本案に賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

●委員長（音喜多委員） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

●委員長（音喜多委員） 次に、議案第2号 平成20年度厚岸町国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

8ページ、第1条の歳入予算について、360ページ、歳入から審査は款項目に進めてまいります。

1款国民健康保険税、1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税。2目退職被保険者等国民健康保険税。

10番。

●谷口委員 2目でお伺いしたいんですけれども、最近というのかな、退職被保険者等国民健康保険税の滞納が多くなってきている原因なんですけれども、これはどういうふう

に押さえていますか。

●委員長（音喜多委員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） お答え申し上げます。

退職被保険者等国民健康保険税についての滞納が多くなってきているのではないかと
いうご指摘でございます。確かに数字的に流れを見ますと、滞納分が多くなってきてい
るというか、前年比較ではふえてきているということは確かでございます。ただ、これ
がどういう原因でふえてきているのかというのは、収納担当をしております税財政課の
ほうでは分析がし切れておりません。

というのは、滞納になるまでの収納は、退職被保険者、それから一般被保険者それぞ
れ納付書は当然違ってまいります。しかしながら、納付書は違っても、国民健康保険税
には変わりございません。したがって、国民健康保険税であることは変わらないんです

が、結果として収納率が誤差が出る、それから誤差が出ることによって滞納額、要するに未収額がふえる、これは事実でございます。

ただし、これがどういう理由で、どのようなことかということは、大変申しわけございませんが、分析しかねております。何とか研究して、どうしてそうなるのかということがわかるようにしろといえ、何とか頑張ってはみたいと思いますが、現段階で明確にこのような理由で一般被保険者と退職被保険者にわたりまして、いわゆる収納率の差があるということはお答えできないことをご理解賜りたいと存じます。

●委員長（音喜多委員） 10番。

●谷口委員 今度、後期高齢者の医療制度と前期の人が今後は年金から天引きですよね。そうすると、これについては今後どういうふうになっていくのでしょうか。

●委員長（音喜多委員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） お答え申し上げます。

天引きということですが、直ちに4月からということではないところでございますが、これが要するにいろいろな条件がございます。18万未満については年金から天引きしないとかという条件はございますが、対象となる方々が支給されている年金から天引きされるといった場合には、当然ある意味100%の収納率になります。それらから残された方の部分については普通徴収でございますので、従来どおりの収納率に大差がないのではないかと、今の段階ではそのように推移をするのではないかとというように収納担当のほうでは見ております。

●委員長（音喜多委員） 3款分担金及び負担金。

2項負担金、1目保健事業費負担金。

4款国庫支出金、1項国庫負担金、1目療養給付費等負担金。2目高額医療費共同事業負担金。3目特定健康診査等負担金。

2項国庫補助金、1目財政調整交付金。

5款療養給付費等交付金、1項療養給付費等交付金、1目療養給付費等交付金。

6款前期高齢者交付金、1項前期高齢者交付金、1目前期高齢者交付金。

7款道支出金、1項道負担金、1目高額医療費共同事業負担金。2目特定健康診査等負担金。

2項道補助金、2目財政調整交付金。

9款1項共同事業交付金、1目高額医療費共同事業交付金。2目保険財政共同安定化事業交付金。

10款繰入金、1項1目一般会計繰入金。

12款諸収入、1項延滞金加算金及び過料、1目一般被保険者延滞金。2目退職被保険者等延滞金。3目一般被保険者加算金。4目退職被保険者等加算金。5目一般被保険者過料。6目退職被保険者等過料。

3 項雑入、1 目一般被保険者第三者納付金。

15番。

- 石澤委員　ここでなのかなと思うんですが、交通事故治療国保一時給付金というのがあるんですけども、何か道内の市町村で10億円規模の未回収というのがありますが、厚岸の場合はこれはどうなっているんですか。

- 委員長（音喜多委員）　休憩します。

午後 2 時56分休憩

午後 2 時57分再開

- 委員長（音喜多委員）　再開します。
町民課長。

- 町民課長（久保課長）　お答え申し上げます。

委員言われるように、この歳入で見ております賠償金が、いわゆる交通事故の第三者行為によります医療費に係る戻していただく分の予算計上でございます。当町の場合も、当初予算であらあらの見込みで計上させていただいておりますが、実態としましてはその年によって予算を下回る場合もございますし、予算見込みを超えて実は賠償が出てくる場合もございます。実務上は、相手のいる交通事故でけがをする、あるいはこれは家族同乗者も実は対象になるわけでありまして、運転者から見まして同乗している家族の方は、いわゆる被害者でございます。そういう意味で、法律的にはそういう位置づけの中で車にかかっている保険を適用して、保険で1度立てかえた分について返していただくという流れが全体の流れでございます。

実務上の事務としましては、医療機関との連携も出てまいります。例えば町立病院に診療されたという場合については、病院のほうからも実は交通事故の患者さんが入っておりますと、保険を使っていいかどうかということについて病院のほうでも指導しましたのでということで、患者さんが厚岸町の国民健康保険のほうにまいります。第三者行為ということで実は病院にかかるんですけれども、健康保険証を使わせていただいて一時立てかえてほしいという申し出がございます。その時点で、私どもは警察に事故の届け出をしていただく、そして事故証明としてきちんとした裏づけの書類をいただけるということをまずやります。それから、車にかかっている自賠責保険、それから任意保険の保険屋さんとの接触が必要になってまいりますので、保険はどこですかということで、かかっている保険証を確認をさせていただくと。その上で、本人から申し入れ書をいただきます。

第三者行為の届け出と同時に、費用については保険で全額返済をして、厚岸町国民健康保険には迷惑をかけませんという誓約書を入れていただいて、そこから具体的にご本人は、本人来れない場合もあります。大きなけがをされた場合は、代理人、家族の方が

いらっしゃるとかという場合もありますが、基本的にはそういう流れでかかって医療費については先行して保険給付をするということになります。後ほど、車にかけられております保険でそれを返していただくという作業になるんでありますが、委員おっしゃられたそれが戻ってきていないという実態については、当町の場合は今のところございません。

ただ、右から左に、1カ月、2カ月で全部解決するということではなくて、治療自体が長引くということもございますので、相手方のかかっている保険に対して、医療行為の内容を証明しなければいけないとかというものが出てまいりますので、レセプトの写しでありますとかというものも添付をしなければいけないということが出てまいりますので、右から左に毎月処理がされるということではなくて、時間差でタイムラグがございますが、届け出のあったものについては漏れのないように処理をするということが1点であります。

それから、現実には返済されていないという話とは別かと思いますが、交通事故で治療されるということが把握ができないという場合も心配がされます。そういう意味では、医療機関と連携を密にした中で、交通事故と思われるものについては積極的に医療機関のほうから打診をしていただくというお願いをしながら、実務上進めているところでございます。

- 委員長（音喜多委員） 2目退職被保険者等第三者納付金。3目一般被保険者返納金。4目退職被保険者等返納金、ございませんか。

（な し）

- 委員長（音喜多委員） なければ、歳入を終わります。
休憩します。
再開は3時30分といたします。

午後3時02分休憩

午後3時30分再開

- 委員長（音喜多委員） 再開いたします。
歳出に入る前に皆さんにお諮りしたいと思います。
特別会計については、款項目で審査を進めておりますが、款項で進めたいと思います。それから、企業会計、水道と病院については款項目まで詳細に審査していきたいと思いますが、いかがでしょうか。いいですか。

（「はい」の声あり）

- 委員長（音喜多委員） では、そのように特別会計については款項で進めさせていただ

きたいと思います。

それでは、歳出に入ります。

1 款総務費、1 項総務管理費。2 項徴税費。3 項運営協議会費。4 項趣旨普及費。5 項特別対策事業費、ございませんか。

(な し)

●委員長（音喜多委員） 2 款保険給付費、1 項療養諸費。2 項高額療養費。3 項移送費。4 項出産育児諸費。5 項葬祭諸費、ございませんか。

(な し)

●委員長（音喜多委員） 3 款後期高齢者支援金等、1 項後期高齢者支援金等、ございませんか。

(な し)

●委員長（音喜多委員） 4 款前期高齢者納付金等、1 項前期高齢者納付金等。
5 款老人保健拠出金、1 項老人保健拠出金。
6 款介護納付金、1 項介護納付金、ございませんか。

(な し)

●委員長（音喜多委員） 7 款共同事業拠出金、1 項共同事業拠出金。
8 款保健事業費、1 項特定健康診査等事業費。2 項保健事業費。
9 款諸支出金、1 項償還金及び還付金。
11 款 1 項予備費、ございませんか。

(な し)

●委員長（音喜多委員） 394 ページから 397 ページまでは給与明細書でございます。ございませんか。

(な し)

●委員長（音喜多委員） 以上で歳出を終わります。
次に、9 ページ、第 2 条歳出予算の流用について、ございませんか。

(な し)

●委員長（音喜多委員） 総体的にありませんか。

（な し）

●委員長（音喜多委員） なければ、以上で質疑を終わります。
お諮りいたします。

本案は討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●委員長（音喜多委員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

●委員長（音喜多委員） 次に、議案第3号 平成20年度厚岸町簡易水道事業特別会計予算を議題とします。

11ページの第1条歳入歳出予算について、399ページ、歳入から審査を進めてまいります。

1 款分担金及び負担金、1 項分担金。

2 款使用料及び手数料、1 項使用料。2 項手数料。

5 款繰入金、1 項一般会計繰入金。

6 款諸収入、1 項雑入。

歳入ございませんか。

（な し）

●委員長（音喜多委員） なければ、歳出に入ります。

1 款総務費、1 項総務管理費。

2 款水道費、1 項水道事業費。

4 款公債費、1 項公債費。

5 款1 項予備費、ございませんか。

（な し）

●委員長（音喜多委員） 413ページから415ページまでは給与明細書であります。ございませんか。

（な し）

●委員長（音喜多委員） 416ページは地方債に関する調書、ございませんか。

(な し)

- 委員長（音喜多委員） 総体的にありませんか。

(な し)

- 委員長（音喜多委員） なければ、以上で質疑を終わります。
お諮りいたします。
本案は討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 委員長（音喜多委員） ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。
- 委員長（音喜多委員） 次に、13ページ、議案第4号 平成20年度厚岸町老人保健特別会計予算を議題といたします。
第1条の歳入歳出予算について、418ページをお開き願います。
歳入から審査を進めてまいります。
1 款 1 項 支 払 基 金 交 付 金。
2 款 国 庫 支 出 金、 1 項 国 庫 負 担 金。
3 款 道 支 出 金、 1 項 道 負 担 金。
4 款 繰 入 金、 1 項 一 般 会 計 繰 入 金。
5 款 諸 収 入、 1 項 雑 入、 ご ざ い ま せ ん か。

(な し)

- 委員長（音喜多委員） なければ、歳出に入ります。
1 款 総 務 費、 1 項 総 務 管 理 費。
2 款 1 項 医 療 諸 費。
3 款 諸 支 出 金、 1 項 償 還 金 及 び 還 付 金。
4 款 1 項 予 備 費、 ご ざ い ま せ ん か。

(な し)

- 委員長（音喜多委員） 以上で歳出を終わります。
総体的にありませんか。

(な し)

- 委員長（音喜多委員） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 委員長（音喜多委員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

- 委員長（音喜多委員） 次に、15ページへお戻りください。

議案第5号 平成20年度厚岸町下水道事業特別会計予算を議題といたします。

第1条の歳入歳出予算について、429ページをお開き願います。

歳入から審査を進めてまいります。

1 款分担金及び負担金、2 項負担金。

2 款使用料及び手数料、1 項使用料。2 項手数料。

3 款国庫支出金、1 項国庫補助金。

5 款繰入金、1 項一般会計繰入金。

6 款諸収入、1 項延滞金及び過料。2 項雑入。

7 款町債、1 項町債、ございませんか。

（な し）

- 委員長（音喜多委員） 次に、歳出に入ります。

1 款下水道費、1 項下水道管理費。2 項下水道事業費。

3 款公債費、1 項公債費。

4 款1 項予備費、ございませんか。

（な し）

- 委員長（音喜多委員） 445ページから447ページまでは給与明細書でございます。ございませんか。

（な し）

- 委員長（音喜多委員） 次に、15ページにお戻り願います。

第2表債務負担行為について、17ページの第2表債務負担行為、ございませんか。

（な し）

- 委員長（音喜多委員） 448ページの債務負担行為に関する調書、ございませんか。

(な し)

- 委員長（音喜多委員） なければ、15ページにお戻り願います。

次に、第3条地方債について、18ページの第3表地方債、あわせて449ページの地方債に関する調書、ございませんか。

(な し)

- 委員長（音喜多委員） 総体的にありませんか。

(な し)

- 委員長（音喜多委員） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 委員長（音喜多委員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

- 委員長（音喜多委員） 次に、19ページ、議案第6号 平成20年度厚岸町介護保険特別会計予算を議題とします。

第1条歳入歳出予算について、452ページをお開き願います。

歳入から審査を進めてまいります。

1款保険料、1項介護保険料。

2款分担金及び負担金、1項負担金。

3款国庫支出金、1項国庫負担金。2項国庫補助金、ございませんか。

(な し)

- 委員長（音喜多委員） 4款1項支払基金交付金。

5款道支出金、1項道負担金。2項道補助金。

6款財産収入、1項財産運用収入。

7款繰入金、1項一般会計繰入金。2項基金繰入金。

9款諸収入、1項延滞金及び過料。2項雑入、ございませんか。

(な し)

●委員長（音喜多委員） 以上で歳入を終わります。

歳出に入ります。

1 款総務費、1 項総務管理費。2 項徴収費。3 項介護認定審査会費。5 項計画策定委員会費。6 項地域密着型サービス運営委員会費、ございませんか。

（な し）

●委員長（音喜多委員） 2 款保険給付費、1 項介護保険サービス等諸費。

10 番。

●谷口委員 ちょっと教えてほしいんですけども、繰入金のところでは基金繰入金ありましたよね、165 万 7,000 円、これは歳出のほうはどこで使われるのか。

●委員長（音喜多委員） 保健介護課長。

●保健介護課長（豊原課長） お答えを申し上げます。

基金繰入金でございますけれども、これにつきましては 3 年間で 1 つのサイクルといたしまして、18 年度、19 年度、20 年度でございますけれども、この間の給付費総体を見込みまして、それぞれ介護保険料をお納めいただくわけでございますが、初年度、第 2 年度において給付に充当いたしまして、余った分につきましては介護給付費準備基金に積み立てをさせていただきます。

実は、20 年度については計算いたしました結果、給付費に 160 万何かが不足するというような状況になりまして、取り崩しをいたしまして給付費に充てさせていただきたいということで取り崩しを行うものでございまして、全体的な給付費の総額の中でこの部分については使わせていただく、そういう予定のものでございます。よろしくお願いをいたします。

●委員長（音喜多委員） 10 番。

●谷口委員 そうすると、この 2 カ年にバーッとまざっていると。要するに、この 7 億 3,984 万円の中の一部がそれだということですか。

●委員長（音喜多委員） 保健介護課長。

●保健介護課長（豊原課長） 委員ご指摘のとおり、取り崩しましたものにつきましては、保険料でいただきます分、それから国・道、厚岸町が法定率でもって、それぞれ負担いたします分と合わせまして、取り崩しました分についてプラスをして、歳出の保険給付費の中で使わせていただくというものでございます。

●委員長（音喜多委員） ほかがございませんか。

(な し)

- 委員長（音喜多委員） 2 項高額介護サービス費。3 項特定入所者介護サービス等費。
3 款財政安定化基金拠出費、1 項財政安定化基金拠出費。
4 款地域支援事業費、1 項介護予防事業費。2 項包括的支援事業・任意事業費、ございませんか。

(な し)

- 委員長（音喜多委員） 5 款 1 項介護給付費準備基金費、ございませんか。

(な し)

- 委員長（音喜多委員） 7 款諸支出金、1 項償還金及び還付金。
8 款 1 項予備費、ございませんか。

(な し)

- 委員長（音喜多委員） 478ページから481ページまでは給与明細書です。ございませんか。

(な し)

- 委員長（音喜多委員） 482ページは地方債に関する調書です。ございませんか。

(な し)

- 委員長（音喜多委員） 総体的にありませんか。

(な し)

- 委員長（音喜多委員） なければ、以上で質疑を終わります。
お諮りいたします。
本案は討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 委員長（音喜多委員） ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

- 委員長（音喜多委員） 次に、22ページ、議案第7号 平成20年度厚岸町介護サービス事業特別会計予算を議題といたします。

第1条の歳入歳出予算について、484ページをお開き願います。

歳入から審査を進めてまいります。

1款サービス収入、1項介護給付費収入。

13番。

- 室崎委員 資料を出していただきまして、非常に詳細な資料を読ませていただきました。

それで、これで見ますと、前にも1度、補正のときにもちょっと話が出ていましたが、デイサービスセンターは平成15年から19年までで比べると5,000万円ほど会計をよくしていますよね、これは大変な話です。

ところが、心和園の短期入所分、それから心和園の施設入所分という分になりますと、そんなに大きな改善は見られない。これは事業の性質が違って、単に職員が一生懸命頑張れば、それがそのまま会計に反映するものでないということだと思います。

それで、これで見まして、特に心和園の施設入所分に関しては、相当に大きな持ち出しをせざるを得ないんですが、これはやはり現在の制度からいって、この程度のものは毎年続いていくというふうに考えざるを得ないというふうに押さえておけばよろしいのでしょうか。

- 委員長（音喜多委員） 特老ホーム施設長。

- 特別養護老人ホーム施設長（桂川施設長） 質問者おっしゃるとおりなんですけど、基本的にこの施設分につきましては、入所者の増減によりまして歳入が大きく変わるということなものですから、基本的に歳出は大体この程度におさめられたとしても、総入所者の増減によって変わるというものですので、大体この程度で推移するものと考えております。

- 委員長（音喜多委員） 13番。

- 室崎委員 今後、増床があって、増床の話はこの前出ていましたから、今はわかりませんので、ここではもちろん言いませんが、増床があって多少ベッドもふえますよね、それでも大体このくらい、今言ったように介護度にもよって変わるでしょうけれども、押しなべてこのくらいのところは、やはり町としては持ち出しをしながら、この施設を運営していかなければならないのか。それは、増床しても、大体同じくらいの数字で考えればいいのかというふうに思っていてよろしいのでしょうか。

- 委員長（音喜多委員） 特老ホーム施設長。

- 特別養護老人ホーム施設長（桂川施設長） 考え方としては、そのとおりだと思います。

ただ、増床に伴いまして、個室ユニット型がふえるという話で、その人数がどうしても多少収益が出て多くなります。そういう意味では、多少の増減は出るだろうというふうには考えおります。

●委員長（音喜多委員） 進みます。

2 項予防給付費収入。3 項自己負担金収入。5 項自立支援給付費収入。

6 款財産収入、1 項財産運用収入。

7 款1 項寄附金。

8 款繰入金、1 項一般会計繰入金。

9 款諸収入、1 項雑入、ございませんか。

（な し）

●委員長（音喜多委員） なければ歳出に入ります。

1 款サービス事業費、1 項居宅サービス事業費。

13番。

●室崎委員 ここで節説明欄にいろいろな事業が書いています。通所介護サービスと生きがい活動支援通所サービスというのは、書面の上ではいろいろ違いがあるでしょうけれども、実際に来ている人たちの立場から見ると、全く同じものですよ。それで、いわゆるデイサービスと言われる部分だと思うんですが、これが非常に人気でありまして、それで通っている人も多い。時間も延長したし、非常に担当者が熱心にやっていただけということで、ある時期は余り芳しくない評判もあったんですが、今は非常に評判がいい。それで、ピーク時には、もうこの場に40人近い人がいるというような状況も出ているようで、そろそろもう限界ではないかと思うんですが、そのあたりはどのように押さえていますか。

そして、今後これから対象となられる方はふえても減らないですよ。そうすると、今の場所で、まだどうぞどうぞいらっしゃいといっても、いわゆる芋洗い状態に、別におふろじゃないですけども、なってしまって、来てもちやんと座るところもないというようなことになってしまえば、これは逆に飽和状態を超えてしまってサービスの低下を招くということもありますので、この後をどういうふうに考えているか、そこどころがありましたら、現状と今後の展望について簡単に教えていただきたい。

●委員長（音喜多委員） 特老ホーム施設長。

●特別養護老人ホーム施設長（桂川施設長） デイサービスの利用状況につきましては、昨年の4月から30名から40名に定員をふやしまして、40名が限度としております。ピーク時には40名で三十五、六名が、一時多くなっているということでございます。

確かに、今おっしゃられたとおり、今後も利用者はふえるということは十分見込まれます。それで、1人当たりの面積的にいいますと、デイサービスそのものは46名までふ

やせることになるんですが、現在、利用者がふえたことによりまして車いすだとか、その他いろいろなしている方がいらっちゃって、ベッドはのほかにいろいろなものを置かなければならないという中では、もう大体三十五、六名が限度というように考えております。

そういう意味からいきますと、これから高齢化に伴いまして、また介護度の高い方がふえてくるというふうに考えられますので、その部分につきましては施設の増床も今後考えていかなければならないのかなというふうには考えております。

●委員長（音喜多委員） 13番。

●室崎委員 これは担当者というよりは町長になるんですけれども、特に生きがいデイサービスと言われる部分なんですけど、まだ介護度が出てこない前の元気なお年寄りが、ここに通うことによって元気な時間を随分伸ばしているという効果も聞いています。そうになると、混んでくるから介護度の出た人以外は遠慮してくださいということになると、逆にそういう手のかかるという言い方は失礼なんだけれども、具合の悪くなるお年寄りをふやしてしまうおそれも出てくる。

それで、これは例えば社協であるとか、町直営でもいいんですけども、そういうふうには別の場所に小規模なものを、いわばお年寄りの何というんでしょう、たまり場とでもいいですか、元気なお年寄りのうちから、そういうことがある程度見守れるような施設を、今こんなお金のない時期ですから、お金をかけないで、なおかつできないかというようなことを相当真剣に考えていかなければならない時期にきているのではないかと思うんです。そういう点で、何かお考えがありましたら、お聞きをしたいんですけれども。

●委員長（音喜多委員） 町長。

●町長（若狭町長） 質問者ご承知のとおり、厚岸町も急激に高齢化進んでおります。現在、27.4%でございます。このままでいきますと、間もなく30%、間違いなく進行するはずでございまして、そういう意味において20年度の予算におきましても、高齢者対策ということに対して重点施策としてこうしたわけであります。

今後の問題についても、当然そういう方向にあるわけでありまして。今ご質問がございましたとおり、いろいろな対策を講ずるといって、見据えての高齢者対策も当然必要になってくるんだろうと、そういうふうに認識をいたしております。

●委員長（音喜多委員） 13番。

●室崎委員 よろしくお願ひします。

それで、またちょっと一、二お聞きしますが、配食サービスというのがあるんですけれども、余り現在は利用されていないようです。それで、これが今回の医療改革や健康づくりのいろいろな施策と組み合わせることで、また別の非常に意味のあるものになるのではないかということに思うので、もしそういう点で検討がありましたら教えてください。

さい。

それから、訪問入浴介護サービスというものが数が非常に少ないんですけれども、利用者には大変喜ばれております。ただ、これをふやすとすれば、現在の体制ではなかなか難しいというような話も聞いておりますので、これらについてももう一つ同じようなものを町でやるとか、社協でやるとか、いろいろな形で、家で寝たきりになっているような方に対するサービスとして非常に意味がありますので、これも考えてみなければならぬのではないかなと思うんですが、このあたりでお考えがあれば教えていただきたい。

●委員長（音喜多委員） 保健介護課長。

●保健介護課長（豊原課長） お答えを申し上げます。

お尋ねの配食サービスの部分でございますが、確かに平成19年度、ピークで14名だったのが6名ほどまで減っているという現状でございます。これにつきましては、それぞれ利用されておられました方々が介護度が出たというようなことで、ホームヘルパーさんの派遣のほうに切りかえたというような状況が主な要因で、このような状況になっているところでございますけれども、今後につきましてもやはりこのままでは同じような傾向が出るのではないのかなという気はいたしております。

そこで、この事業を有効に活用していくというようなことで考えますと、1つには特定高齢者の方々の栄養管理というサービスを、包括的な事業の中で考えていかなければならない部分がございます。特定高齢者につきましては、現在、平成18年度ではゼロだったんですが、平成19年度の段階では健診のたびに、それぞれ発生しております。この部分につきましてはの今ニーズ調査といいますか、聞き取り調査を進めております。該当者が大体80名ほどピックアップされてきておりまして、今そこにどういうサービスを展開するか、こういうようなことであると考えているところでございますが、この方々の中で栄養改善の必要がある方、こういう部分につきましては、このサービスを利用することによっての栄養管理、こういうようなことも可能になってまいりましょうし、またこのサービスを利用することによって、ひとり暮らし、二人暮らしというような状況であれば、安否確認も可能になってくるような部分もございます。そういう観点で、考え方を柔軟にして取り組みを展開してみたいなというふうに思っているところでございます。

●委員長（音喜多委員） 特老施設長。

●特別養護老人ホーム施設長（桂川施設長） 訪問入浴事業につきましては、お配りしました資料のデイサービスセンターのところに、101というところに訪問入浴事業についてはということで書いてあります。今、デイサービスで行っておりますのは、午後から2人で出かけて訪問入浴に行くんですが、どうしても人数が2人が限度という前提になっております。そういう中では、今後利用される方々が当然ふえてくるだろうという予測はしていますが、現体制ではこれ以上はちょっと無理だということでもあります。

ただ、よく訪問入浴車の関係で見ると、社協なんかで行っている事業につきま

しては、補助事業として購入されて行っているというケースもあるものですから、今後そういうものを含めまして、社協とか、関係のところといろいろ協議をしながら、体制整備についても検討をしていきたいと考えております。

●委員長（音喜多委員）　ほかございませんか。

（な　　し）

●委員長（音喜多委員）　進みます。

498ページ、2項施設サービス事業費。

13番。

●室崎委員　施設介護サービス事業ということになりますと、今度はデイサービスではなくて心和園ということになるかと思うんですが、これはデイサービスとも絡むんですけども、身体障害者を受け入れるという部分が出てきていますよね、今。それで、胃瘻なんていうものがありますね、栄養を直接入れるんですか。そういうような、非常に医学的な訓練を受けないと、なかなか難しいような部分というものも出てくると思うので、それが職員のスキルアップというような形で資質向上ということに書かれていると思うんですが、このあたりの対策といいますか、それはどのように考えていらっしゃるか。

それから、もう1点は、この福祉介護施設は、この前の国に付随するような団体の調査によりますと、7割ぐらいかな、8割近かったかな、の方が腰痛を持っているというような過酷な職場なんです。それで、職員の健康管理というものは、腰痛だけに限りませんが、非常に大事であるというふうに思いまして、そういう点ではどういう対策をとっていらっしゃるか、この2点についてお聞きいたします。

●委員長（音喜多委員）　特老ホーム施設長。

●特別養護老人ホーム施設長（桂川施設長）　俗に言われます胃瘻者、経腸栄養者の方についてであります。基本的にこういう方々についての行為というものは医療行為もありますので、看護師でなければできないという状況であります。そういう中で、現在、心和園には13名の方が入っております。

ただ現在、うちの心和園では13名入っておりますが、全体的に見ますとちょっと数字は出ていませんが、半数以上の施設では受け入れていないと、あるいは近隣の市町村でも、入所されてから胃瘻とか、経腸栄養の必要になった方については出ているという状況にあるようであります。

ただ、うちの施設としましては、たとえそういう状況になったとしても、看護師体制が現在3名ですけれども、そういう体制の中でできる範囲で受け入れようと、受け入れている体制でございます。

ただ、病院の先生とご相談したことがあるんですが、これからもこういう方々はふえるだろうという中では、大体15名が限度ではないかと、看護師3名体制では。それ以上

になると、看護師も当然ふやしていかなければならないだろうというようなお話は伺っております。そういう面では、今後についても十分、病院の先生方とも協議しながら、経腸栄養の方々がどこまで入所させることができるのかとか、いろいろなことを検討しながら進めてまいりたいと考えております。

そして、介護員の健康管理につきましては、以前にも理学療法士の先生とかにお願いしましてしていただいたことがあるんですが、何よりもみずからしなければいけないと、ビデオなんかもお借りしてはいたんですが、そういう意味でももちろん定期的には健診はしているんですけれども、やはり自覚を持ってやっていただける介護員にしなければ改善につながらないという意味では、今後も機会を設けまして、そういうリハビリとか、腰痛体操を行う時間を設けまして、健康管理に努めてまいりたいというふうに考えております。

●委員長（音喜多委員） ほかがございませんか。

（な し）

●委員長（音喜多委員） 進みます。

2款1項予備費、ございませんか。

（な し）

●委員長（音喜多委員） 506ページから508ページまでは給与明細書です。ございませんか。

（な し）

●委員長（音喜多委員） 総体的にありませんか。

（な し）

●委員長（音喜多委員） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●委員長（音喜多委員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

●委員長（音喜多委員） 次に、24ページ、議案第8号 平成20年度厚岸町後期高齢者医

療特別会計予算を議題といたします。

第1条の歳入歳出予算について、510ページをお開き願います。

歳入から進めてまいります。

1款1項後期高齢者医療保険料。

10番。

- 谷口委員 特別徴収、普通徴収、1,200人、280人という説明があつたんですが、これはどうしてこのようになっているのか、ちょっと説明をお願いいたします。

- 委員長（音喜多委員） 町民課長。

- 町民課長（久保課長） 保険料収入の特別徴収と普通徴収の割合のご質問であります、私ども2月段階で後期高齢者の対象になられる方々の課税のデータを調整をしております、全体で1,480名という、そのときの人数はそういう数字でございます。特別徴収の対象になられる方、普通徴収の対象になられる方の割合をどうするかというところがあつたんですが、実は年金保険者に、いわゆるどの方が何の年金を幾らもらっているのかというデータも一緒に実は送り込んでおりまして、3月の末にこの方々は特別徴収の対象になりますと、もらっている年金はこの年金ですというデータが、まだ届いておりません。3月の末に届くということでありまして、届いた後、私どもの作業としましては4月から10月まで、特別徴収の対象となる金額についての通知をご本人に差し上げるという作業がこれから出てまいります。

では、この割合は何だというお話がありますが、端的に申し上げますと介護保険で特別徴収と普通徴収の対象になっている割合を参照させていただきまして、課税事務段階でとりあえず8割と2割、特別徴収が8割、それから普通徴収が2割ということで算定をさせていただいたものでございます。

- 委員長（音喜多委員） ほかがございませんか。

（な し）

- 委員長（音喜多委員） 3款繰入金、1項一般会計繰入金。

5款諸収入、1項延滞金及び過料、ございませんか。

（な し）

- 委員長（音喜多委員） 歳出に入ります。

1款総務費、1項総務管理費。2項徴収費。

13番。

- 室崎委員 総体でもいいかとは思いますが、徴収とも絡みますので、ここでお願いいた

しますが、今回、後期高齢者制度が始まりまして、来年度から徴収ということになっていくんですが、今も一生懸命いろいろなチャンスを使って、後期高齢者の制度について説明なさっていると思うんです。

ところが、今私のところにも何本かお年寄りから電話がありまして、さっぱりわからないので教えてくれと、それで何か資料ないかと、こう言うんです。その資料というのは、もう説明会や何かで皆さんの手元に行っているのと私の手元にあるのはほとんど変わらないと思うんです。でも、わからないんですね。どうしてなのかということ聞いていきますと、今、日本全体の保険制度がこうなるとか、いわゆる天下国家がこうなるといふ話を知りたいんじゃないんですよ。差し当たって、おれどうなるのという話なんですよ。

それで、話している中で、こんなことなのかなというのをちょっと私も探りながら今お聞きするんですが、対象者が75歳以上で一人一人が保険者であると。したがって、被保険者という考え方はないと、子供の扶養家族であった人でも、今現役で働いている人でも、そういうのに関係なく75歳という年齢で切られますよと、これは間違いないですね、一人一人別ですから。

それで、いわゆる徴収において、夫婦であっても、同一世帯にいても、これは全く一人一人が別の被保険者になるといいながら、実は世帯の主や配偶者の一方は当該世帯の被保険者の保険料を連帯して納付納付する義務を負うと、連帯義務だけは負わされていると、まずこの1点は間違いないですか。

●委員長（音喜多委員） 町民課長。

●町民課長（久保課長） 委員のおっしゃるとおりでありまして、例えば夫婦世帯、2人世帯で双方75歳以上の場合は、どちらも新しい後期高齢者医療制度に移行をいたします。その場合に、例えば夫が世帯主、妻が同じ世帯にいるという場合につきましては、一人一人の保険料算定はされるんですが、妻の分の保険料について世帯主である夫が連帯納入義務者という法的な位置づけには規定としてなっております。

●委員長（音喜多委員） 13番。

●室崎委員 それから、65歳以上の障害者は75以下であろうとも、黙っていれば全部後期高齢者の制度に入れられてしまうという話は、何日か前の議論の中でもありました。それで、黙っていたときと、それと嫌々と拒否することもできますから、拒否したときでどこがどう違うのかということですよ。

そうすると、黙っていれば後期高齢者制度になって、保険料は負担しなければなりません。それから、拒否すれば、障害者医療助成制度が受けられなくなって、それで国保加入者として3割の負担が出てきますよと、医療費のね、ということだと思うんですが、これで間違いないですか。

●委員長（音喜多委員） 町民課長。

●町民課長（久保課長） ご質問のとおりでございます。

●委員長（音喜多委員） 13番。

●室崎委員 それから、広域連合が主体となって行いますから、これは徴収の問題にも絡むんですが、今まで例えば国保の場合には厚岸町がやっていますから、国保については。それで、保険料の減免であるとか、資格証明書の発行についてちょっと待つとかというようにいろいろな手だてが運用でできましたよね、こういうことは一切、厚岸町ではできないと。

それから、低所得者への軽減措置はありますけれども、免除というものはないと、これも間違いないですよ。

●委員長（音喜多委員） 町民課長。

●町民課長（久保課長） お答え申し上げます。

広域連合が運営主体である後期高齢者医療制度と厚岸町が主体の国民健康保険の事務処理そのものが、例えば減免でありますとか、資格証明書の扱いでありますとかということについて、市町村が全く関知するすき間がないということも含めて、すべて広域連合の処理によるものなのかどうかということの趣旨だと思いますが、私どもは事務分担としましては、今、委員がおっしゃられました減免に関する裁定の権限、それから資格証明書、短期証に関する事務処理の権限そのものは、広域連合が最終的に判断をするという規定にはなっておりますが、中間で被保険者から申請を受け取るという行為も入ってまいります。

それから、それを行為連合に進達をして、広域連合が裁定を決めるまでの間の事務処理としまして、被保険者の方々の生活実態はどうなんだということが市町村の側の情報提供として当然必要になってくると思います。そういう意味で、私どもが全くそこに裁量として入る余地がないというふうには思っておりません。広域連合の側も、今言われたような中身について、法の規定あるいは広域連合の条例がそうだから、問答無用で処理をするというようなことでは運用をしないということも、広域連合の議会の中でも事務局のほうから表明されておりますので、そういった意味では楽観視はしないながらも、我々も関心を持って事務に当たっていきたいというふうに思っております。

それから、低所得者の免除でございますが、これも広域連合の条例の中に第18条で保険料の減免という規定がございますので、これの運用の中で実際的には減免の対象になるかどうかという審査は入ってまいります、減免そのものは規定としては適用されるということでございます。

●委員長（音喜多委員） 13番。

●室崎委員 わかりました、少し安心しました。

それで、非常に問題だなと思ったのは、診療報酬との関係の部分なんです。すなわち、どんな診療が受けられるかという部分なんです。厚労省の書き方は、高齢者の心身にふさわしい医療を行えというふうに言っているんです。一見、非常に聞こえはいいんですけれども、一般の人と同じようなことをやっちゃいけないよと。もう75歳以上、後期高齢者にはそれに相応した別立ての医療をやりなさいと宣言しているんですよ。

それで、まず主治医制度というのをつくっています。一見いいですね。けれども、とりよによっては、ほかのお医者さんにかかれなくなっちゃうわけです。

それから、定額制というのを設けています。画像検査、処置、医学管理、こういうものについては幾らやっても一定の、保険ですから点数であらわすんですが、1点が幾らということになればお金ですが、これ以上は出しませんよと最初から言っているんです。でも、この人には必要だからといって病院でやれば、その分、病院がかぶることになりかねません。

それから、入院したときには、退院時を見越した診療計画を立てなさいと、それに従ってやりなさいというんです。途中で具合悪くなって、その診療計画と異なったときには、保険の対象にはならないということなんでしょうね、これは恐らく。

それから、延命治療については、むやみやたらな延命治療をしてはならないという書き方ですが、結局運用によっては、何がむやみやたらかは書いていませんから、延命治療が制限されていくんです。こういうような、もう既に後期高齢者医療の制度としてこんなものが入っている。

ですから、75歳以上の方が病院にかかっても、こっちが望むようなことをやると、それは病院の負担になりますよと。だから、病院としてはやめるでしょうということも、これ考えなければなりませんね、こういうふうを考えておいていいんですね。

●委員長（音喜多委員） 町民課長。

●町民課長（久保課長） 医療制度の全体のあり方についての議論のお話だと思いますが、私ども保険給付に携わる側には、まだ具体的な国からの正式なものは届いておりません。今、委員おっしゃられました内容につきましては、私どもも新聞報道等の情報で把握をしている状況でございまして、おっしゃられるように75歳以上の慢性疾患の総合的、継続的に外来診療をする場合の6,000円の定額という定額制度というもの、それから終末期の診療方針について患者家族と話し合い、文書などにまとめるという相談支援のもの等々、おおむね委員からご指摘のあった内容が今まさに進んでいこうとしているということについては、そのとおりだという認識であります。

実際に、窓口相談等、担当する立場としましては、今後におけますそういった情報の確な把握というものに心がけながら、相談業務に当たっていきたいというふうに思っているところでございます。

●委員長（音喜多委員） 13番。

●室崎委員 それで、一番最初に言ったように、おれどうなるんだろうという不安なんで

すよ。それに対して、いろいろな場所で説明をしていかなければならない。そのときに、もちろん表現方法はあるでしょう、私のようにぶしつけな話ができないとは思いますが、けれども、こういう流れと、こういう方向の中で、今こういうものが行われているので、要するに75歳以上という対象になった方には、こんなようになっていくんですよということについて、やはり相当に具体的に説明していく必要があるのではないかと、こういう制度なんですと。

要するに、説明するあなたが言うときに、私がやったんじゃないんだから、私に言われてもどうにもならないんだけれどもと言いながらも、非常に美辞麗句がたくさん並んで図が書かれていても、結局よくわからないんですよ。政府や、要するに中央のほうからくるものをコピーして渡してもね。

あなたのほうも、この前の議論にあったように、これは読んでおいてくれと、今後はこうなるんだという説明をしていると言ったから、十分そのところはわかっていると思うんだけど、今言ったようなポイントをわかりやすく説明していく必要があると。それによって、こんな制度になるのかと、いい悪いとか、そういう評価の問題は別ですよ。だけれども、やはりこういうことを言っていないと、結局どうなるんだろうというのがわからないままに終わってしまうということだと思いますので、その点をよろしくお願いしたいんですよ。

●委員長（音喜多委員） 町民課長。

●町民課長（久保課長） 私ども、これまで地域に入って、あるいは窓口でお渡ししている資料の中には、今、委員からご指摘のあったような新たな診療報酬体系も含めた見直しの部分は入ってございません、残念ながら。

それで、既に今日、新しい後期高齢者の保険証を発送する業務をやっております。4月1日から新しい保険証を使っていただくということで、今スケジュール的には進んでおりますが、保険証が届く届かないの話も含めて、これから窓口においでになる相談者の方も多くなってくるというふうに思っておりますし、4月以降、私どもが地域にぜひ呼んでくださいと、3月中はちょっとお邪魔できませんが、4月以降、制度が始まってしまうかもしれませんが、呼んでいただければお話をまいりますということも実はチラシにも刷り込ませていただきましたし、説明会の中でもお話をしてきました。その中で、私どもが提供できる情報として、最新のものを提供できるように私どもも努めてまいりますというふうに思います。

●委員長（音喜多委員） ほかがございませんか。

（な し）

●委員長（音喜多委員） 進みます。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項後期高齢者医療広域連合納付金。

4款1項予備費、ございませんか。

(な し)

- 委員長（音喜多委員） 総体的にありませんか。

(な し)

- 委員長（音喜多委員） なければ、以上で質疑を終わります。
お諮りいたします。
本案は討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」「異議あり」の声あり)

- 委員長（音喜多委員） 異議ありという意見があります。
討論ありますか。

(な し)

- 委員長（音喜多委員） それでは、これより起立により採決を行います。
お諮りいたします。
本案に賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

- 委員長（音喜多委員） 起立多数であります。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

- 委員長（音喜多委員） 次に、議案第9号 平成20年度厚岸町水道事業会計予算を議題といたします。
1 ページから審査を進めてまいります。
第2条業務の予定量、ございませんか。
10番。

- 谷口委員 給水戸数、総配水量、1日の給水量ともに減に今年度の予算はなっているんですけども、その主な理由は何なんでしょうか。

- 委員長（音喜多委員） 水道課長。

- 水道課長（常谷課長） お答えいたします。
お尋ねの給水戸数、年間配水量、1日平均給水量、おっしゃるとおり前年度に比べて

給水戸数については0.5%、戸数は0.5%の増でございます。ただ、配水量につきましては11.5%の減ということで、これは一般的な傾向といたしまして人口の減少、それから町民皆さんの節水意識の普及といいますか、そういったことで年々。

●委員長（音喜多委員） 休憩します。

午後 4 時33分休憩

午後 4 時33分再開

●委員長（音喜多委員） 再開します。
水道課長。

●水道課長（常谷課長） 失礼いたしました、答弁勘違いいたしました、訂正させていただきます。

配水量ですから、つくっている水でございます。年々、漏水、まだまだ不十分ではございますが、漏水量も毎年漏水調査等をやりまして、少しずつ減っているということで、総体的なつくる水の量、いわゆる供給するとか、皆さんが使っていただく水に対してつくる水が少なくなってきたということでございます。

●委員長（音喜多委員） 10番。

●谷口委員 11%、11.5%の減ですね。そうすると、かなり改善、すごい改善、ある意味大したもんだなということになるのではないのかなというふうに思うんですよ。

そうすると、有収率は前年度と比較してどういうふうになるんですか。

●委員長（音喜多委員） 水道課長。

●水道課長（常谷課長） おかげさまで、今年度の見込み79.2%ということで、前年度は71.7%ということで約8%増を見込んでいます。

●委員長（音喜多委員） ほかがございませんか。

（な し）

●委員長（音喜多委員） 次に、第3条収益的収入及び支出に入ります。

9ページをお開き願います。

収益的収入から進めてまいります。

1款水道事業収益、1項営業収益、1目給水収益、ございませんか。

(な し)

●委員長（音喜多委員） 2 目受託工事収益。

2 項営業外収益、1 目受取利息及び配当金。2 目他会計補助金。4 目雑収益、ございませんか。

(な し)

●委員長（音喜多委員） 収益的支出に入ります。

1 款水道事業費用、1 項営業費用、1 目原水及び浄水費。2 目配水及び給水費、ございませんか。

(な し)

●委員長（音喜多委員） 4 目総係費。5 目減価償却費。6 目資産減耗費。

2 項営業外費用、1 目支払利息及び企業債取扱諸費。3 目消費税及び地方消費税。

4 項予備費、1 目予備費、ございませんか。

(な し)

●委員長（音喜多委員） 1 ページにお戻り願います。

第4条資本的収入及び支出。

13ページをお開き願います。

1 款資本的収入、1 項企業債、1 目企業債。

5 項工事負担金、1 目工事負担金、ございませんか。

(な し)

●委員長（音喜多委員） 6 項補償金、1 目補償金。

資本的支出に入ります。

第1款資本的支出、1 項建設改良費、1 目建設改良費。

10番。

●谷口委員 役場庁舎の監視テレメーター整備工事なんですが、これをやるとどういうことが改良されるというか、今ついているのがまるっきり新しくなるということなんでしょうか。

それと、今、浄水場の管理は委託をしていますよね、これは道の関係ではどういうふうになっていくのか、それについて説明をお願いいたします。

●委員長（音喜多委員） 水道課長。

- 水道課長（常谷課長） 門静の浄水場と役場庁舎を結んで、庁舎にある監視装置です。水道施設、各施設の監視用のテレメーター装置という名称でございますが、これが設置から20年経過してございまして、これを更新するものでございます。各施設を役場で監視、異常があった場合に監視できる装置でございます。

浄水場、施設の管理委託につきましては、浄水場を中心に運転管理ということでございますので、浄水場にも同じ監視装置がございます。役場は、我々職員がそれを見て判断すると、そういう役割分担でございます。

- 委員長（音喜多委員） 10番。

- 谷口委員 住の江町の11号線配水管新設工事、それから湾月町1号線配水管新設工事、これについては水圧不足というような説明だったと思うんですけども、これは新規にやるのか、布設替えをしていくのかお伺いをいたします。

それと、床潭の配水流量計整備工事というのがあるんですが、これはどういう事業なんですか。

- 委員長（音喜多委員） 水道課長。

- 水道課長（常谷課長） お答えいたします。

住の江町11号、それから湾月1号線の配水管、これは新設です。新しく、この付近に水道管がございまして、住の江につきましては。

- 谷口委員 なかったら水いかれんのじゃ。

- 水道課長（常谷課長） いや、何というんですか、遠い場所からいっていただくと、わかりやすくいえば、近くに布設して。ですから、水圧が今まで少し不足というか。

- 谷口委員 遠くからいくということかいな。

- 水道課長（常谷課長） 近くからとれるということになります。いずれも、水圧不足を解消するために、新たに布設するものでございます。

それから、床潭流量計でございます。これは床潭にあります配水池、水道水をためておく池、それから市街地に給水される水の流量を計測する装置を、これは更新でございます。老朽化のために更新するものでございます。

- 委員長（音喜多委員） 10番。

- 谷口委員 よくわからないんですけども、遠いところから、要するに本管からずっと遠くになっているから、水圧が落ちているということなんでしょう、今の課長の説明だ

と。

だから、水圧の新たなパイプをどこか近くまで持ってくるということなんですか。それとも、別に何か新しいルートを引っ張ることによって水圧が上がるということなんですか。その辺、私の頭ではちょっと理解ができないので、もう少し詳しく。

それから、床潭のは池と機械を更新するということなんでしょうか。

●委員長（音喜多委員） 水道課長。

●水道課長（常谷課長） 配水管の新設につきましては、質問者おっしゃるとおり、今まで遠いところから、本管の遠いところからずっといっていたものを、今度供給先の近くに新たに管を設けるということで、圧が強くなるということと。

それから、床潭は配水池はそのままでございます。配水池から市街地に供給している水量を図る機械がございまして、それを新たに取替えると。

●委員長（音喜多委員） 進みます。

2目総係費。3目メーター設備費。

2項企業債償還金、1目企業債償還金、ございませんか。

（な し）

●委員長（音喜多委員） 2ページにお戻り願います。

第5条企業債、ございませんか。

（な し）

●委員長（音喜多委員） 次に、第6条予定支出の各項の経費の金額の流用についてです。ございませんか。

（な し）

●委員長（音喜多委員） 次に、第7条議会の議決を経なければ流用することのできない経費、ございませんか。

（な し）

●委員長（音喜多委員） 次に、第8条他会計からの補助金、ございませんか。

（な し）

●委員長（音喜多委員） 次に、第9条たな卸資産購入限度額、ございませんか。

(な し)

- 委員長（音喜多委員） 5 ページは資金計画であります。ございませんか。

(な し)

- 委員長（音喜多委員） 6 ページから 8 ページは給与費明細書であります。ございませんか。

(な し)

- 委員長（音喜多委員） 総体的にありませんか。

(な し)

- 委員長（音喜多委員） なければ、以上で質疑を終わります。
お諮りいたします。

本案は討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 委員長（音喜多委員） ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

- 委員長（音喜多委員） 次に、議案第10号 平成20年度厚岸町病院事業会計予算を議題
といたします。

1 ページの第2条業務の予定量から審査を進めてまいります。ございませんか。

(な し)

- 委員長（音喜多委員） 次に、第3条収益的収入及び支出。
10ページをお開き願います。

1 款病院事業収益、1 項医業収益、1 目入院収益。2 目外来収益。3 目その他医業収益。

13番。

- 室崎委員 この項全体にかかわりますので、お許しいただきたい。

それで、お聞きするのですが、昨日かおとといの新聞でしたか、町立病院2年連続単年度黒字と大きく記事が出ました。まずもって慶賀に存じます。

それで、町立病院はひとりの非常に大変な状況を、あえて大変なと言いますが、脱しまして、非常に今単にこの赤黒の数字だけではなく、いろいろな意味で立ち直ってきているということで、私は高く評価しております。

その上でお聞きするんですが、来年度にまたいわゆる医療制度改定がいろいろございますよね、今までずっと議論されてきた後期高齢者も、その中の1つなんですが。それで、そういうもので非常に専門的な部分もたくさんありまして、全体を細かくおまね知っているのかと言われたら、全くわからないんですけれども。

それで、例によって例のとおり、ぎりぎりまで具体的な情報が出てこないという部分もあるかと思いますが、大ざっぱなところで今回の改定で厚岸町立病院の収益といいますか、収支、そういうものにどんな影響が今後出てくるというふうに予測されていますか、簡単に結構ですが。

●委員長（音喜多委員） 病院事務長。

●病院事務長（斉藤事務長） 2年ぶりの診療報酬の改定ということに相なります。診療報酬本体が0.38%、さらに病院・診療所の以下の部分は0.42%の引き上げということになります。しかしながら、薬価なんですけれども、全体で1.1%のマイナス、薬の単価のみで計算いたしますと、5.2%のマイナスということに情報を得ています。材料費も0.1%のマイナス改定という状況であります。

当院に限って考えますと、外来でのプラス面、再診療が上がります。さらに、病院勤務医の軽減負担策としてクラークという助手の方の事務系の算出が評価されます。それと医療機器の安全管理、これは医師が研修をして資格を取らなければいけないんですけれども、その部分で評価をされる。それと、退院に向けての取り組みの評価、これが報酬アップにつながります。

しかしながら、残念ながら我が病院の相当数、生活習慣病、糖尿病関係、さらに軽微な処置、基本診断診察量の包括、丸めが行われると。それは皮膚科だとか、やけどだとか、消炎、沈痛の処置の一部が算定されなくなります。これが大きな流れであります。

それと、入院については国が標準とする実態値の看護基準、これは上がります。しかしながら、うちは13対1でございますので、横並びという状況になっています。これが入院・外来の状況であります。

それと、もう1点、先ほども議論もありましたけれども、後期高齢者医療制度の創設について、当院のわかる範囲の分析を既に行っておりますけれども、この制度の基本は慢性疾患を担当する医師が中心となって外来診療、さらには入院、在宅、終末期医療と、きちんとかかわっていくということになります。そのかかわっていく医師が、外来診療については基本的にはクリニック、診療所、さらに入院は病院です。そして、病院を退院してその後在宅、終末期医療をつなげていくと、区分化医と言われますけれども、そういう医療をモデルとしていくということがわかりました。

そういう中で、情報を共有化して、重複する投薬等を含めて防止しようという流れになっているところであります。そのことをやって、診療報酬改定で半径4キロ以内にある病院は、病院の中に診療所がありますと、これは後期高齢者診療料の対象外になります。

す。ですから、当院のように地域医療として、実は4キロ以内にクリニックがございます。町民と深いつき合いを目指す、もしくは一貫した治療を行っていきたいという我々の方針からすると、残念ながらこの病院の診療報酬の反映がなされていないということがわかっております。

また、先ほども議論ありましたけれども、新たに後期高齢者の一般病床の入院、90日を超えますと投薬、注射の点数が丸められると、包括です。ですから、収入にならないことになります。

さらに、後期高齢者の方々が多く入所している、これも新たなんですけれども、特別養護老人ホーム、さらにグループホームの施設入所者も医学還流料を算定する場合には、薬と注射の丸めが行われます。実は、これは既に行われているんです。それは療養病床です。もしくは老健施設です。それを同じくするというのは、私の持っている情報の中での中の中の何というんですか、状況になっているのかなというふうに思っております。

いずれにいたしましても、後期高齢者の医療制度がスタートすると、特にこの厚岸町、厚岸郡を考えると、残念ながら100床前後の病院の地域医療を進める病院としては、具体的な診療報酬、まだまだ勉強しなければいけません。実は、21日、26日に具体的な説明会が用意されておりますけれども、そういう状況にある中で十分精査をしなければいけないと。その中で、我々医療機関としての使命をどうしていかなければならないかということも、これも内部的に協議をしていかなければいけないのかなと思っております。非常にあらあらなんですけれども、この薬価ベース、5.2%のマイナスとうように考えますと、本体、薬価、材料費と考えますと、全体で今のところ520万円くらいのマイナス改定ではないかなという、これは個別的には、総体ではわかりませんが、今のところはそういうふうに押さえているところであります。

以上です。

●委員長（音喜多委員） 休憩します。

午後4時54分休憩

午後4時55分再開

●委員長（音喜多委員） 委員会を再開いたします。

13、いいんですか。

●室崎委員 いいです。あと総体で、ほかのものも絡みますから、総体で聞きますから。

●委員長（音喜多委員） そのほかございませんか。

（なし）

●委員長（音喜多委員） 2項医業外収益、1目受取利息及び配当金。2目患者外給食収

益。3目その他医業外収益。4目他会計補助金。5目雑収益、ございませんか。

(な し)

●委員長（音喜多委員） 収益的支出に入ります。

1 款病院事業費用、1 項医業費用、1 目給与費。2 目材料費。3 目経費。4 目減価償却費。5 目資産減耗費。6 目研究研修費。

2 項医業外費用、1 目支払利息及び企業債取扱諸費。2 目医療技術員確保対策費。3 目雑損費。4 目消費税及び地方消費税。5 目繰延勘定償却。

3 項予備費、1 目予備費、ございませんか。

(な し)

●委員長（音喜多委員） 1 ページにお戻り願います。

第4条資本的収入及び支出。

15ページをお開き願います。

資本的収入から進めてまいります。

1 款資本的収入、1 項補助金、1 目他会計補助金。2 目国庫補助金。3 目その他補助金。

資本的支出に入ります。

1 款資本的支出、1 項建設改良費、1 目固定資産購入費。2 目建設工事費。

2 項企業債償還金、1 目企業債償還金、ございませんか。

(な し)

●委員長（音喜多委員） 2 ページにお戻り願います。

第5条一時借入金でございます。ございませんか。

(な し)

●委員長（音喜多委員） 第6条議会の議決を経なければ流用することのできない経費、ございませんか。

(な し)

●委員長（音喜多委員） 第7条他会計からの補助金、ございませんか。

(な し)

●委員長（音喜多委員） 第8条たな卸資産購入限度額、ございませんか。

(な し)

- 委員長（音喜多委員） 第9条重要な資産の処分、ございませんか。

(な し)

- 委員長（音喜多委員） 5ページは資金計画であります。
2番。

- 堀委員 ちょっと教えていただきたいんですけども、予定貸借対照表です。19年度と20年度があって、ここで未収金があるんですけども、流動資産。そこが1億3,800万円となって、19年も1億3,800万円です。20年度末も1億3,800万円となっているんですけども、こちらの資金計画では1億6,276万5,000円というふうになっているんですけども、これをちょっと教えていただきたいんですけども。

- 委員長（音喜多委員） 休憩します。

午後4時59分休憩

午後5時10分再開

- 委員長（音喜多委員） 再開いたします。
病院事務長。

- 病院事務長（斉藤事務長） 大変、時間をとらせて申しわけございません。

ご指摘の件なんですけれども、あくまで当該年度予定額、5ページの1億3,800万円というのは予定額でありまして、19年度の19ページにございます予定貸借対照表の未収金1億3,800万円がここに上がるものというふうになります。

ただ、この1億6,276万5,000円は何なのかといいますと、これは書き方がこうなっているんですけども、平成18年度の決算における未収金の額なんです。前年度決算見込みとなっていますけれども、あくまでここにきているのが19年度の決算見込みの1億3,800万円というのが当該予定に上がります。実は、前年度の決算額でございまして、未収金の18年度の決算額が1億6,276万5,000円という数字が上がってくるわけで、その辺がこういうふうに会計上なっているものですから、ここは決算というふうに理解していただいて、この数字はどこにもあらわれてきません。

たまたま、計画ですから、20年度もどうなのかということになりますと、19年度も20年度も一応予定としては1億3,800万円と同じ数字を、これはまだあらわれてきていませんけれども、上げているという状況になっているのが、この資金計画書になっておりますので、ご理解願いたいというふうに思います。

●委員長（音喜多委員） 2 番。

●堀委員 そうすると、この 5 ページの資金計画についての前年度決算見込み額というのは、すべて18年度のというふうに、固定資産や流動資産、繰延勘定とかもすべて18年度の決算だというふうに思っています。

●病院事務長（斉藤事務長） はい、決算だということで。

●委員長（音喜多委員） 病院事務長。

●病院事務長（斉藤事務長） そういう理解してもらって結構だと思うんですよ。

●委員長（音喜多委員） そのほかございませんか。

（な し）

●委員長（音喜多委員） 6 ページから 9 ページは給与明細書でございます。ございませんか。

（な し）

●委員長（音喜多委員） 総体的にありませんか。
13番。

●室崎委員 先ほど、ちょっと病院の収益のところでお聞きしましたときにも、答弁の中にちらちらと話が出ていたんですが、町立病院というのは来た患者さんの病気を治して、はい幾らです、それで赤黒でよくなりましたで終わるような病院ではないですね。

また、もっともっと大きく、この地域の、いわゆるみんなの生活をどのように支えていくかという地域医療ということの拠点として活動していかなければならないという重たい十字架を背負わされているし、またそれに対応できるだけの力を持っている病院であるということです。

その意味から、今回の医療改定というものが、先ほども出ていました。町立病院として一貫してやりたいのに、4キロ以内ですか、そこのところにクリニックがあれば、これはあんたの仕事としては認めないよというような、極端に言えばですよ、そのものの足かせをはめられていくというような中で、さあどうするかというような問題も出てくると思うんです。町立病院が標榜し、目指している、この地域の地域医療の充実という点からいって、今回の医療改定というのをどのように受けとめていかなければならないかという点についても、簡単に結構ですから、お教えいただきたい。

それから、3月14日の釧路新聞に大きくトップで出ていたんですが、市立というのは

釧路市立のことでしょうね、それから阿寒、厚岸、標茶など、自治体病院が広域化連携構想を持って、これが具体化してきているという話が出ているんですが、記事を読むとそんなに具体的な話は出ていないんですけれども、これらについても町立病院の考え方をお聞かせいただきたいんです。

●委員長（音喜多委員） 病院事務長。

●病院事務長（斉藤事務長） 今回の診療報酬の改定の中で、我々として感じるところは、今言われている病院の広域化構想ですか、そこの部分の総合病院への診療科への誘導というのはちょっと大きな話になりますけれども、そういう部分もこの診療報酬の改定にあらわれてきているのではないかなと思わざるを得ないような内容になっていると。

ただ、先ほど申し上げましたとおり、4キロメートル以内にクリニックがあるから、町立病院としてそこの外来の部分の診療をやらないという考え方は持っておりません。あくまで、この厚岸町、浜中町、この町レベルで考えますと、クリニック1カ所ですとでも担えるような医療の状況にはなっておりませんし、大きく町立病院がかかわっていかなければならないというふうに思っています。

ただ、診療報酬はこうなっておりますけれども、これをかいくぐるというわけではないんですけれども、いろいろな手法を含めて、我々としては町民に安心して医療を受けてもらう裏のわざとして、これは診療報酬としていかにいただくかということを研究をしながらとっていかなければならないと。そして、経営を安定していかなければいけないというふうに私どもは思っております。

そういう意味で、これからもこれらの20年度の診療報酬改定については、前回の診療報酬から比べると、我々としては少しは安堵をしているところであります。ですから、いいところもありますし、悪いところもありますけれども、その中で先ほど数字を申し上げましたけれども、その前は何千万という数字が前回マイナス改定になっておりますから、それから比べると1,000万弱という数字でございますので、安堵をしている状況でありますけれども、いわゆるかいくぐりながら、この辺のことはきちんと運営をしてみたいと思っております。

また、実はこの広域化構想については、メールが入ってございまして、4月以降こういうことをやりたいということでもあります。これは、先般の議会でも私お話いたしましたけれども、基本的には厚岸郡の拠点病院としてきちんと医療を守っていくという立場を堅持してまいるというふうに思っておりますので、今まで言ったことをきちんとこの委員会、協議会の中でもお話をし、医療計画もしくは道のほかの計画についても申し述べていきたいというふうに思っております。

●委員長（音喜多委員） ほかにございませんか。

（な し）

●委員長（音喜多委員） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●委員長（音喜多委員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

●委員長（音喜多委員） 以上で、本予算審査特別委員会に付託された予算10件の審査は全部終了いたしました。

よって、平成20年度各会計予算審査特別委員会を閉会いたします。

午後 5 時18分閉会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成 2 0 年 3 月 1 8 日

平成20年度各会計予算審査特別委員会

委員長